

2018~2022年度

# 釧路市教育推進基本計画

釧路市教育委員会

# **釧路市教育推進基本計画**

**2018~2022年度**

# もくじ

## 第1章 基本的な構想

1 計画の策定にあたって	2
2 学校教育を取り巻く社会の動向	5
3 釧路市教育のめざす姿	7

## 第2章 施策の推進

### 基本方針Ⅰ 確かな学力の確立

1 生きる力を支える学力の向上	12
2 社会の変化に対応する力の育成	14
3 特別支援教育の推進	18

### 基本方針Ⅱ 豊かな心の育成

4 心の教育の充実	20
5 生徒指導の充実	23

### 基本方針Ⅲ 健やかな体の育成

6 体力・運動能力の向上	26
7 健康・防災・安全教育の推進	28

### 基本方針Ⅳ 充実した学びを支える教育環境の整備

8 安全で快適な教育環境の整備	29
-----------------	----

### 基本方針Ⅴ 信頼に応える学校づくりの推進

9 魅力ある学校づくりの推進	30
10 教職員の資質向上	31

### 基本方針Ⅵ 健全な育ちを支える連携・協働の強化

11 学校間の連携・協働の推進	32
12 家庭・地域との連携の推進	34

## 《参考資料》

1 平成25年度～平成29年度の教育推進基本計画における達成目標に係る達成状況	39
2 策定委員会設置要綱	53
3 策定委員名簿	54
4 策定経過	55

# 第1章 基本的な構想

# 1 計画の策定にあたって

## 計画策定の趣旨

釧路市では、平成25年2月に学校教育を中心とした家庭や地域における「子どもの教育」に関する具体的な方向性や指標を設定した「釧路市教育推進基本計画」を策定し、基本理念「釧路の風土で育まれ 未来を拓く 心豊かな人づくり」の実現のため、6つの基本方針と、それに基づく12の基本方策を掲げ、教育施策の推進に努めてきました。

この間、各小・中学校において、「地域に開かれ、地域と共に歩む学校づくり」が積極的に展開され、学校教育と社会教育が一体となった取組が着実に広がるなど、本市教育のめざす姿の実現に向けた成果が現れつつある一方で、未だに、学ぶ意欲や基礎学力の定着、体力・運動能力の向上、いじめ・不登校の問題、基本的な生活習慣の確立、教職員の資質向上や家庭教育の充実など、引き続き重点的に取り組んでいかなければならぬ多くの課題があります。

また、近年の教育を取り巻く環境をみると、少子高齢化・核家族化の進行、グローバル化や情報通信技術の進展など、状況の変化はさらに加速しており、教育に関する課題が複雑化・多様化しています。

こうした中、文部科学省を中心とした国においては、平成25年6月に第2期教育振興基本計画が策定されたほか、いじめ防止対策推進法が制定されるなど、教育制度の見直し等の動きが続いているとともに、平成27年4月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、新しい教育委員会制度が施行されています。

さらに、平成29年3月に告示された学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、子供たちが未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が示され、教育の果たすべき役割はこれまで以上に重要となっています。

こうした現状を踏まえ、これまでの取組を振り返り、様々な教育動向への対応や保護者・地域の負託に応える教育の充実に向けて、今後5年間における施策の方向性を明らかにするとともに、これらに基づく教育施策を総合的・体系的に推進していくことを目的として、第2期の「釧路市教育推進基本計画」を策定しました。

### 【社会情勢の変化】

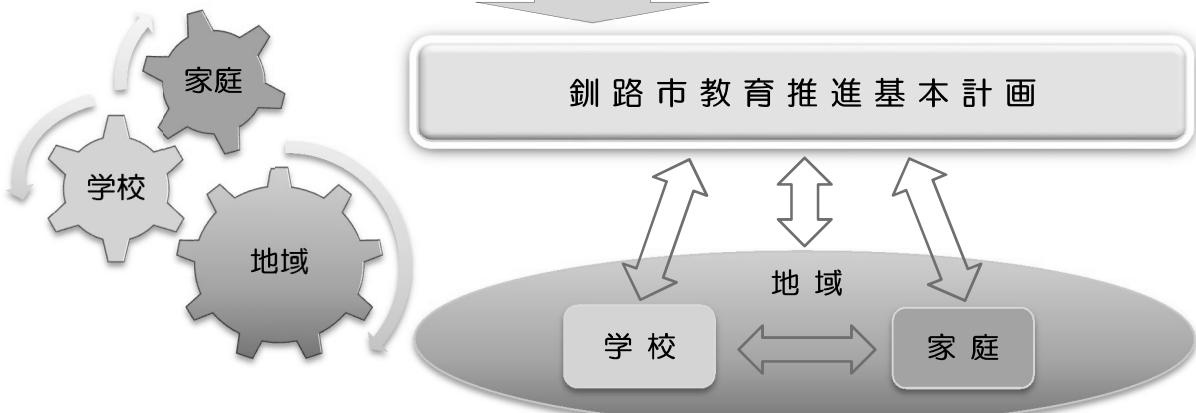
- ・少子高齢化の進行
- ・高度情報化の進展
- ・グローバル化の進展
- ・雇用形態の変化
- ・環境問題の深刻化

### 【釧路市の課題】

- ・学校規模の縮小
- ・学ぶ意欲や基礎学力の定着
- ・いじめや不登校の発生
- ・体力・運動能力の向上
- ・基本的な生活習慣の確立

### 【教育政策の動向】

- ・教育振興基本計画の策定
- ・いじめ防止対策推進法の制定
- ・教育委員会制度の見直し
- ・教育機会確保法の制定
- ・学習指導要領の改訂



## 計画の役割

この計画は、教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、また、釧路市まちづくり基本構想の分野別施策「環境・教育・文化」のうち、学校教育に関する分野計画として位置付けるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、首長が定める「教育に関する大綱」において示された基本理念及び基本的な方針に沿って、具体的な施策を展開するための行動計画とします。

本計画の期間は、2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までの5年間とし、釧路市教育のめざす姿の実現に向け、第1期を経た次の第2期の計画として策定します。なお、計画の実施過程においては、変化の激しい社会情勢を踏まえ、国や道の教育施策や釧路市まちづくり基本構想の動きなどに柔軟に対応し、必要に応じて、計画期間内においても見直しを行うものとします。

### 釧路市まちづくり基本構想（2018～2027）

基本方針	I 未来を担う子どもを育てるまちづくり II すべてのひとが活躍できるまちづくり III 地域の経済と産業が雇用を支えるまちづくり IV 誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり V 自然と都市とか調和した持続可能なまちづくり	分野別施策	1 福祉 安全安心		
			2 環境 教育 文化	3 経済 産業	4 都市構造 都市基盤
2 環境 教育 文化					
環境保全 野生生物	共生	交流・平和	生涯学習	学校教育	文化・芸術 スポーツ

### 釧路市教育大綱（2018～）

釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する条例

### 釧路市教育推進基本計画（2018～2022）

点検・評価

## 計画の推進

計画の推進にあたっては、本計画に掲げた本市教育のめざす姿や施策の概要等が教育関係者や保護者をはじめ広く市民に共感・共有されるよう、広報紙、ホームページなど多様な広報媒体を活用しながら、分かりやすい情報発信・広報活動に努めるなど、計画の周知を図ります。また、子供の教育において学校教育の占めるウエイトは大きく、本計画の実効性を確保するため、教職員一人一人が本計画に対する理解を深められるよう、様々な機会を捉えて周知を図ります。

計画の進行管理は、PDCAサイクル（Plan:計画—Do:実施—Check:評価—Action:改善）を活用し、本計画に掲げた施策の方向や達成目標などについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」により点検、評価を行い、その結果を広く市民に公表するとともに、翌年度以降の施策の展開に反映させながら、実効性のある計画の推進に努めます。

### （1）教育委員会・学校・家庭・地域の幅広い連携

教育をめぐる課題に適切に対応するには、教育委員会はもとより、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、相互に連携していくことが重要です。「人づくり」という教育の本質は、家庭や学校など様々な場所や機会で行われており、教育は社会全体で協力して行うものであるとの認識の下、学校・家庭・地域が幅広く連携しながら取組を進めるための計画とします。

### （2）教育を取り巻く環境の変化への対応

教育とは、次代を担う子供たちの自立を促す営みであり、こうした教育の目的はいつの時代も変わらないものです。しかし、これからの中の教育は、少子高齢化や高度情報化等の社会情勢の変化、第2期教育振興基本計画の策定や教育委員会制度の見直し等の教育政策の動向など、教育を取り巻く環境は大きく変化しており、これらを踏まえた的確な取組を進めるための計画とします。

### （3）本市の特色を生かした教育の実現

子供たちの教育をめぐる全国的な課題として、学力・体力の低下や道徳性の欠如等が指摘されており、釧路市における学校教育の現状と課題を踏まえ、その基本的な考え方と推進の方向性、取組の視点を提示することにより、本市の特色を生かした取組を進めるための計画とします。

#### 【教育委員会の役割】

教育委員会は、教育施策の実施主体として、様々な施策を推進するとともに、人的、物的な資源や情報を学校に提供することで学校の力が最大限に発揮できる教育環境をつくることが大切です。

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たすにあたって、その支援に努めます。

#### 【学校の役割】

学校は、子供たちが学び合う場として、教育活動を組織的に実践し、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む場となることが求められています。

子供たちの教育に直接携わる教職員は、子供の成長を願い、導くという使命感を持ち、互いに学び合い切磋琢磨することが大切です。

## —教育委員会・学校・家庭・地域の幅広い連携—

#### 【家庭の役割】

家庭は、子供に精一杯の愛情を注ぐ心のよりどころであるとともに、家族とのふれあいを通じて、社会を生きていくための前提となる基本的な生活習慣等を身に付ける上で重要な役割を担うなど、すべての教育の出発点です。

親は、子供の教育に対して第一義的な責任を負うことを自覚する必要があります。

#### 【地域の役割】

地域は、異なる年代の人々とのふれあい、豊かな自然や社会教育施設での体験を通じて、健全な社会性の育成や郷土を愛する心を育む場として大切な役割を担っています。

安心・安全な地域環境づくりも、積極的な地域の協力が必要であり、地域全体で子供たちの健全な成長を支えることが大切です。

## 2 学校教育を取り巻く社会の動向

### 社会情勢の変化

#### (1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

我が国では、世界に類を見ない速さで少子・高齢化が進行するとともに、本格的な人口減少社会の到来が確認されています。すでに総人口の4人に1人が65歳以上になり、今後、若年者の割合が低下する一方で、高齢者の人口比率がさらに増加します。本市においても、少子化による自然減に加え、水産業や石炭産業をはじめとする地域経済の低迷などにより他地域へ人口が流失、減少に転じる社会減が続いている。

こうした中で、労働力の減少やコミュニティ機能の低下など様々な影響が懸念され、社会の活力を維持・向上させるための教育を含む社会システムの再構築が重要な課題となっています。

また、これらを背景とする核家族化の進行など、家族形態の変容は、価値観や生活様式の多様化とも相まって、家庭の共感や地域の共生の場としての役割が薄まり、子育ての経験・知識が伝わりにくくなることが指摘され、家庭の教育力の向上に向けた支援が必要です。

#### (2) 高度情報化の進展

インターネットやスマートフォン、タブレット端末、ソーシャルメディア、クラウド等の普及により、情報関連のみならず、経済や暮らしの利便性は飛躍的に向上しており、大量生産・大量消費を基軸とした工業化社会から、知識・情報を基盤とする情報化社会へと急速に変化しています。

一方で、子供たちのスマートフォンの所持率は増加し、人ととのコミュニケーションの希薄化や読書離れ・活字離れが指摘されています。さらに、個人情報の漏洩や有害情報の氾濫、ネット依存症やネットいじめなど高度情報化の負の側面も見受けられます。このため、子供たちにはICTを主体的に使いこなす力やインターネットの危険性や情報モラルに対する正しい知識を身に付けさせることが必要です。

#### (3) グローバル化の進展

交通機関や情報ネットワークの発展により、人・もの・情報の交流が国や地域を越えて活発に行われるなど、経済や文化は地球規模で展開されています。このように市場経済の拡大や貿易・金融の自由化により、国際的な相互依存関係はますます緊密化する傾向にあり、異なる文化との共生がより一層強く求められています。

このようなグローバル化の進展により、国際的な視野を持って、国際社会をリードできる人づくりの重要性が高まり、教育の場を通じて、我が国やふるさと釧路の伝統文化等への理解を深めるとともに、国際理解を深め、他者との人間関係を築くコミュニケーション能力や語学力などを身に付けることが必要です。

#### (4) 雇用形態の変化

国際的な競争の高まりの中、生産性の向上を図るため、アルバイトなど非正規雇用者の割合が増加するなど、雇用の多様化が進行しています。若年者の早期離職、ニートの問題も顕在化しており、将来を担う若い世代の自立が社会的な課題となり、教育を通じた職業観・勤労観の育成がますます重要です。

非正規雇用の拡大などによる経済的格差の問題が懸念されており、本市における生活保護率は、全国、全道と比較して高い水準で推移しています。経済的格差の拡大によって生じる教育機会の格差の問題が指摘されています。不安定な家庭生活が子供の成長に与える影響は大きいものがあり、家庭の経済状況や障がいの有無に関わらず、誰もが安心して学ぶことができるよう、教育の機会均等を確保する必要があります。

#### (5) 環境問題の深刻化

地球温暖化をはじめ、様々な環境問題が複雑化、深刻化しており、環境面からの持続可能性への配慮が大きな課題となっています。また、東日本大震災に伴う原発事故は、科学技術の利用に伴う危険と自然や人体の健康に与える影響について、重要な課題を示しています。

自然との共生と環境負荷の少ない循環型社会を形成するため、地球温暖化の防止、資源やエネルギーの有効活用など、できることから進んで実践できるよう、身近な生活と環境問題との関係について理解を深める教育がますます重要となります。

### （1）教育振興基本計画の策定

平成20年7月には、教育基本法第17条第1項に基づく教育振興基本計画が策定されました。この計画では、平成20年からの10年間を通じてめざすべき教育の姿を掲げ、改めて「教育立国」を宣言し、教育の振興に取り組むことが明記されています。

その検証結果を踏まえ、平成25年6月に策定された第2期教育振興基本計画においては、持続可能で活力のある社会を構築していくための社会の方向性として、「自立・協働・創造」の3つの理念を掲げ、成果目標や指標を設定しながら教育政策を推進しています。

現在、国においては、第3期教育振興基本計画の策定に向け、「第3期教育振興基本計画について（答申）」を取りまとめたところであり、現行計画の理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた課題解決に向けた教育政策の基本的な方針を示すこととしています。

### （2）教育委員会制度の見直し

平成25年1月に設置された「教育再生実行会議」により、様々な施策が実施されています。

特に、いじめの問題に対して、教育委員会による迅速かつ的確な対応がなされなかつことをきっかけとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、地方公共団体の首長と教育委員会を構成員とした総合教育会議の設置、首長による教育に関する大綱の策定などを主な内容とする新しい教育委員会制度が平成27年4月から施行されています。

### （3）学習指導要領の改訂

学習指導要領は、これまでも、時代の変化や子供たちの実態、社会の要請等を踏まえ、数次にわたり改訂され、前回の改訂では、これまでも重視されてきた「生きる力」の理念を継承しつつ、基礎的・基本的な知識・技能の習得や授業時数の確保など、教育改革の形が具体的な内容として示されました。

平成29年3月の改訂では、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」の視点から、教育課程の理念や新しい時代に求められる資質・能力の在り方、主体的・対話的で深い学びの考え方等について示されました。

この改訂された新しい学習指導要領に基づく教育活動は、2018（平成30）年度より一部先行実施され、2020（平成32）年度から順次実施予定となっています。

### （4）北海道教育推進計画の策定

教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画としての性格を併せ持つ北海道教育推進計画が平成20年3月に策定されました。この計画は「自然豊かな北の大地で、自立の精神にあふれ、夢や希望の実現に挑戦し、これからの中の社会を担う人を育む」「心豊かに、ともに支え合い、ふるさとに誇りを持つ人を育む」という基本理念の実現をめざしています。

この計画は、平成29年度をもって計画期間を終えることから、2018（平成30）年度以降の北海道教育の理念や目標、施策の方向性などを示した、新たな北海道教育推進計画が平成30年3月に策定されました。

### （5）釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する条例の制定

本条例は、平成24年第6回釧路市議会12月定例会に議員提案として提出され、同定例会において可決成立し、平成25年1月1日から公布施行されています。

釧路市の子供たちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため制定され、市長や教育委員会、小学校及び中学校、議会、保護者並びに団体等の責務や役割が示されています。

### （6）釧路市教育大綱の策定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、総合教育会議の設置や首長による教育に関する大綱の策定が義務付けられました。

平成29年度までは、釧路市教育推進基本計画と釧路市社会教育推進計画の両計画をもって釧路市の大綱に代えることとしていましたが、新たな教育大綱では、地域全体における教育（人づくり）まで広く考えた教育の在り方を示しています。

### 3 釧路市教育のめざす姿

基本理念、4つの教育目標と3つの基本姿勢

釧路の風土で育まれ 未来を拓く 心豊かな人づくり

ふるさと釧路を愛し  
活力あるまちに奉仕する  
人づくり

伝統と文化を大切にし  
主体的に学びつづける  
人づくり

進んで人とかかわり  
豊かな心をはぐくむ  
人づくり

自然に親しみ  
健康でたくましく生きる  
人づくり

- 1 生きる力を育む学校教育の推進
- 2 育ちと学びを支える教育環境の充実
- 3 新たな学びを創る生涯学習の推進

変化の激しいこれからの社会において、将来を担う子供たちが夢や希望に向かって、自らの力を最大限に発揮し、着実な歩みを進めるためには、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育むことが求められています。

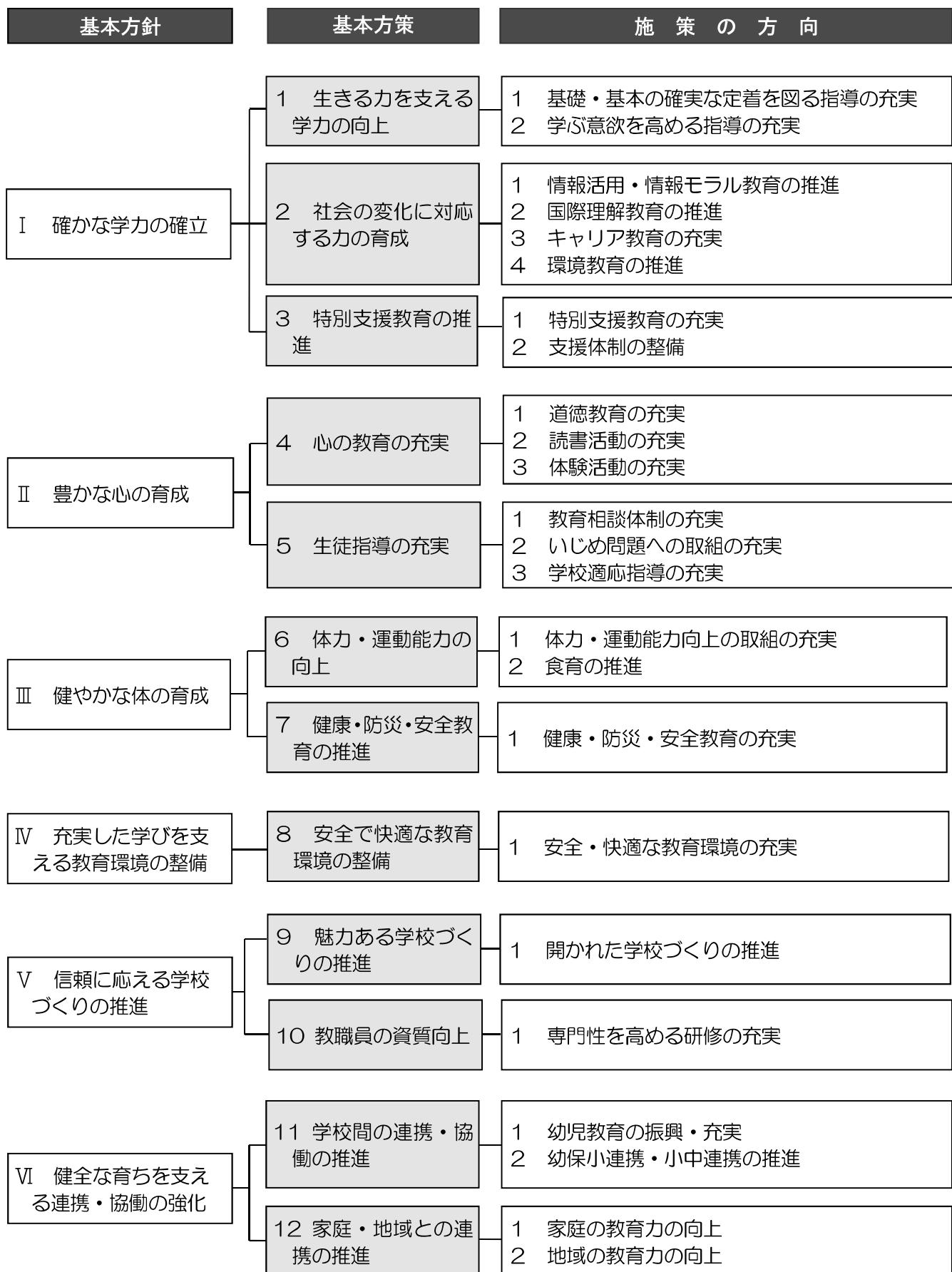
また、本市がめざす活気と賑わいに満ちたまちづくり、すなわち、持続的に発展していく共生社会の基盤は、「人づくり」言い換えれば「教育」であり、人と人とのつながり、人と自然とのつながりを深めながら、共に社会に参画していく「人づくり」が一層重要になっています。

そのためには、本市の持つ自然の豊かさや厳しさ、先人が築いた歴史や文化に学び、釧路ならではの特性を生かした教育を、学校だけではなく家庭や地域をはじめ、様々な機会と場で行う環境づくりが大切であり、学校・家庭・地域の相互の連携・協力により、基本理念「釧路の風土で育まれ 未来を拓く 心豊かな人づくり」の実現をめざします。

4つの教育目標は3市町合併後の平成18年に制定され、①ふるさとのよさを知り、郷土を大切にして、勤労に誇りと意欲を持ち、地域づくりに貢献する態度を育むこと、②先人の英知や進取の精神を受け継ぎ、生きがいを求め、生涯にわたって主体的に学び続ける意欲を培うこと、③うるおいのある社会づくりに積極的に行動でき、思いやりの心やボランティア精神など、豊かな人間性を育むこと、④豊かな自然と共生し、すべての活動の源となる心身の健康や体力の保持増進を図ることをめざしています。

釧路市教育推進基本計画と釧路市社会教育推進計画は、「人づくり」の根幹をなすものであり、両計画に沿って、①子供たちが自らの力を最大限に発揮できるよう、児童生徒一人一人の指導の充実に向けて、各学校の取組を積極的に支援していくこと、②地域全体で子供たちを見守り、育むための教育活動や地域の人材を活用した豊かな学びを支えていくこと、③豊かな自然や多彩な教育資源を活用した魅力と特色ある生涯学習を推進することを基本姿勢として本市教育行政を力強く推進します。

## 施策の体系



## 第2章 施策の推進



## 「施策の推進」の構成

### 施策の方向

基本方策の達成に向けた柱の基本的な考え方を施策の方向として示しています。

### 現状と課題

経済社会状況の変化や教育政策の動向、道や国が実施した教育に関する各種調査の結果などを踏まえ、当該基本方策に関連する教育の現状や課題、基本方策の設定の背景などについて記述しています。

### 施策の概要

2018（平成30）年度から2022（平成34）年度の5か年において、施策の方向に沿って、展開される具体的な取組内容を記述しています。その実施主体の多くは教育委員会・学校になりますが、教育委員会・学校だけが取り組むのではなく、家庭・地域の理解と協力をお願いしたい施策項目に【家庭】【地域】と表示しています。

施 策 項 目	施策の具体的な内容
望ましい生活習慣、学習習慣の確立推進 【家庭】	生活リズムチェックシート*等を活用し、食事や睡眠時間などの基本的生活習慣や、必ず毎日家庭学習を行う習慣を身に付けるための学校や家庭での取組を推進します。

### 達成目標

施策の方向に掲げる施策項目の効果を適切に把握・検証するとともに、その達成度を市民の皆様に分かりやすく示すために成果指標に関する最新の現状と2022（平成34）年度における目標を示しています。なお、目標については、可能な限り数値的なものとし、施策を推進する上であるべき姿、全道・全国平均をめざすもの、過去の実績に基づくもの、市の他の計画において位置付けられているものなどを考慮して設定しています。

成果指標項目	現 状	目 標
「平日、家庭学習を全くしない」と回答する児童生徒の割合	小6 中3 0.3% 7.0%	0%

\* 注釈：文中において、市民の皆様が理解しにくいと思われる教育用語等について、意味を分かりやすく解説しました。

## 【基本方針Ⅰ】確かな学力の確立

## 基本方策1：生きる力を支える学力の向上

### 施策の方向1

### 基礎・基本の確実な定着を図る指導の充実

#### 現状と課題

本市においては、平成25年度～平成29年度の全国学力・学習状況調査\*の結果から、平均正答率においては、小学校で全道平均とほぼ同様、中学校では全道平均を下回っている状況です。また、全国平均を下回っているものの、その差が着実に縮まる等、これまでの取組の成果が現れてきていますが、未だ知識・技能の定着に課題が見られる現状です。

また、1日当たりの学習時間が1時間以上の児童生徒の割合は、小学生約51%、中学生約69%とそれぞれ上昇してきてはいますが、学習に対する関心や意欲、家庭での学習習慣にまだ課題があります。

このような状況を踏まえ、教育委員会では、各学校が自校の成果や課題を踏まえ、各教科等の指導体制・指導方法の工夫改善や学習意欲の向上等の取組を支援するため、釧路市学校改善プラン\*の検証・見直しに基づき、具体的な施策に取り組んでいます。

学校では全国平均をめざし、子供たち一人一人の学力の定着状況を的確に把握するとともに、繰り返し指導や個に応じたきめ細やかな指導の充実を図ることで、基礎・基本の確実な定着に努めています。学校で学習したことを定着させるための家庭学習習慣づくりを学校と家庭が一体となって確立していくことが求められています。

#### 施策の概要

子供たちの確実な基礎・基本の定着のため、一人一人の学力の定着状況を的確に把握し、生活習慣や家庭学習の指導も含め、基礎・基本の定着が図りづらい児童生徒への対応等、個に応じたきめ細やかな指導の充実に努めます。

施 策 項 目	施 策 の 具 体 的 な 内 容
釧路市学校改善プラン、各学校の学力向上プランの推進	調査結果に基づく児童生徒の状況を踏まえ、「授業づくり」「環境づくり」「習慣づくり」の3つの視点や小中学校連携等に基づく学力向上に向けた取組を市・各学校で展開します。
釧路市標準学力検査*の活用	小学校3年生～中学校2年生を対象に、国語、算数・数学の2教科において、到達度を調査する標準学力検査を実施し、授業改善や家庭学習の工夫等、活用を図ります。
補充的な学習サポートの実施	各学校の夏季・冬季休業中の学習サポートや、放課後学習サポートに、学生サポーターや退職教員等を活用する等、様々な形で補充的な学習サポートの実施を支援します。
望ましい生活習慣、学習習慣の確立推進 【家庭】	生活リズムチェックシート*等を活用し、食事や睡眠時間などの基本的生活習慣や、必ず毎日家庭学習を行う習慣を身に付けるための学校や家庭での取組を推進します。

#### 達成目標

成 果 指 標 項 目	現 状	目 標
全国学力・学習状況調査における児童生徒の科目の平均正答率の状況（全国を100とした比較の値）	小6国 A98.5・B96.9 小6算 A98.5・B90.0 中3国 A96.9・B96.5 中3数 A96.1・B91.9	100以上
「国語、算数・数学の授業の内容がよく分かる、どちらかといえれば分かる」と回答する児童生徒の割合	小6国 83.5% 小6算 85.1% 中3国 82.1% 中3数 67.1%	小6国 90.0% 小6算 90.0% 中3国 90.0% 中3数 75.0%
「平日、家庭学習を全くしない」と回答する児童生徒の割合	小6 0.3% 中3 7.0%	0%

\* 全国学力・学習状況調査：国が平成19年度から実施している全国的な学力調査。小学校6年生、中学校3年生を対象に、教科に関する調査（国語、算数・数学等）と生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査を実施。A問題～主として「知識」に関する問題。B問題～主として「活用」に関する問題。

\* 釧路市学校改善プラン：学校や家庭と連携した学力向上に向けた取組計画。「授業づくり」「環境づくり」「習慣づくり」の3つの視点に沿った具体的な方策を示す。

\* 釧路市標準学力検査：平成24年度から実施している本市の学力調査。小学校3～5年生、中学校1・2年生を対象に、教科に関する調査（国語、算数・数学）を実施。平成28年度から小学校6年生も対象として実施。

\* 生活リズムチェックシート：子供の望ましい生活習慣に対する関心や意欲を高め、その改善と定着することをねらいに活用する、子供の個別の目標に対応した、親子で生活習慣の定着を図るために用いられるチェックシート。

## 【基本方針Ⅰ】確かな学力の確立

## 基本方策1：生きる力を支える学力の向上

### 施策の方向2

### 学ぶ意欲を高める指導の充実

#### 現状と課題

知識基盤社会の中で未来の創り手となる子供たちの「生きる力」を支える上で欠かすことができないのが、子供たちが自ら学び、自ら考え、よりよく問題を解決する資質や能力の向上です。学校教育を通じて、主体的に学びに向かい人生を切り開いていく力、対話や議論を通じて多様な人々と協働していく力、新たな価値を創造するとともに新たな問題の発見・解決につなげていく力を育むことが重要です。

児童生徒への質問紙調査の結果によると、「勉強が好き、どちらかといえば好き」と回答した児童生徒の割合は、ここ5年間ほぼ同様で約60%と、ほぼ全国平均と変わらない状況です。

子供たちが主体的に学ぶ意欲を高めるためには、様々な物事に対する興味・関心を抱き、学ぶことの楽しさや意義、学ぶことと自分の将来との関わりを実感させるなど、子供たちが主体的に考え、粘り強く取り組むとともに、充実感をもてる対話的で深い学びとなる学習場面と機会をつくる必要があります。

#### 施策の概要

子供の興味・関心などに応じた学習や、主体的に対話的な学習を工夫し、深い学びとなるよう子供たちの学習に対する意欲を一層高める指導の充実に努めます。

施 策 項 目	施 策 の 具 体 的 な 内 容
学校教育(訪問)指導の充実	指導方法や教材・教具の工夫など、自ら学び、自ら考える、授業づくりへの指導助言に努めます。
授業評価*活用の推進	教師と児童生徒のコミュニケーションツールとしての授業評価を活用し、授業改善を図る研修を推進するとともに、学習意欲の向上に努めます。
ICT*機器等を活用した授業の充実	ICT機器の整備を進め、効果的に活用することを通して、主体的・対話的な学びを実現するとともに、児童生徒が、社会との関わりの中で学んだことの意義を実感できるような教育活動を推進します。
学校支援ボランティア*の活用、文化芸術団体や企業と連携した授業の実施【地域】	地域で生活する人たちの生き方にふれ、学ぶことや働くことの意義を理解する教育活動の充実を図るために、学校支援ボランティアの活用、釧路市文化団体連絡協議会や企業との連携を図ります。

#### 達成目標

成 果 指 標 項 目	現 状	目 標
「授業の中で、自分の考えを発表する機会がある、どちらかといえばある」と回答する児童生徒の割合	小6 86.0% 中3 83.2%	小6 90.0% 中3 90.0%
授業改善のための研修に、児童生徒による授業評価を取り入れている小中学校の割合	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
地域の人材を外部講師として招聘した授業を行っている小中学校の割合	小 84.7% 中 66.7%	小 100% 中 70.0%

\* 授業評価：児童生徒の授業に対する意識や習熟の状況等を把握するもの。例えば、「授業の内容は良く理解できますか」「わからないことやもっと知りたいことを質問しやすいですか」などの評価項目が設定される。

\* ICT : Information and Communication Technology の略。例えば、パソコンでインターネットなどを活用する技術のことで、教育分野では、情報コミュニケーション技術と訳される。

\* 学校支援ボランティア：子供たちの安全対策や学習支援、学校の環境整備などに従事する保護者や地域住民のボランティア。

## 施策の方向1 情報活用・情報モラル教育の推進

## 現状と課題

急速に情報化が進展する社会の中で、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力、物事を多面的・多角的に吟味し見定めていく力、統計的な分析に基づき判断する力、問題を見いだし解決に向けて思考するために必要な知識やスキル等、学校段階を通じて体系的に育んでいくことが重要となってきています。

本市においては「本やインターネットを使って調べる活動をしている、どちらかといえば活動している」と回答した児童生徒の割合は小学生約90%、中学生約35%とこの5年間増加傾向にあり、ICT機器を活用した教育活動に取り組んでいます。

教育委員会では、情報機器の計画的な整備を進めるとともに、学校では子供たちが情報手段の利用に慣れ親しむ機会を充実させ、教科などの指導を通じた児童生徒の情報活用能力を育成することが必要です。

また、平成28年度に実施した携帯電話等に関する調査結果から、小学校段階でのトラブル等の経験が増加しており、家庭、関係団体とも連携して情報モラル\*に関する正しい知識・技能を習得させる情報教育の充実が求められています。

## 施策の概要

情報化の進展等に適切に対応するため、情報活用能力を育成するとともに、情報モラルを育む教育環境の充実に努めます。

施 策 項 目	施 策 の 具 体 的 な 内 容
情報モラル教育の推進【家庭・地域】	出前講座を活用する等、幼保の保護者向けや児童生徒の発達段階に応じた情報モラル授業を行うとともに、市P連の取組と連携し、「家庭のルール」づくりについて保護者等への啓発も図ります。
ICT活用に係る教職員研修の開催	教育研究センターにおいて、ICTを活用した指導方法の工夫等、授業力向上を図る研修講座の開催に努めます。
情報活用に関する教科横断的なカリキュラムの整備	情報活用能力の育成を図るために、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成に取り組めるよう支援します。
情報教育機器の整備	児童生徒のための教育用コンピュータや授業用デジタル機器などの情報教育機器の整備を図るとともに、学校CIO*等の配置を進めます。

## 達成目標

成 果 指 標 項 目	現 状	目 標
「携帯電話やスマートフォンの使い方について、家人と約束したことを守っている」と回答する児童生徒の割合	小6 46.5% 中3 45.8%	小6 50.0% 中3 50.0%
「情報通信技術・実物投影機等を活用して、子供同士が教え合い学び合うなどの学習や課題発見・解決型の学習指導を行った」と回答する小中学校の割合	小6 77.0% 中3 86.6%	小6 90.0% 中3 90.0%

\*情報モラル：情報通信ネットワークを利用する際、他者への影響を考え、責任を持って、正しく安全に利用するための基本的な考え方や態度のこと。

\*学校CIO：ICT化の総括的な責任者。

## 施策の方向2 国際理解教育の推進

## 現状と課題

社会のグローバル化の急速な進展に伴い、国際共通語としての英語力の一層の充実は極めて重要な要素となっており、平成29年に示された新しい学習指導要領では、小学校中学年での年間35単位時間の外国語活動、高学年での年間70単位時間の外国語科が位置付けられたことから、伝統・文化に関する教育をはじめ、子供たちに国際社会を生きる人材として主体的に行動できる資質・能力を育成することが必要です。

教育委員会では、外国語によるコミュニケーション能力を向上させ、英語に親しみ、活用していく意欲を育むため、全小中学校にALT\*を計画的に派遣したり、小中英語教育連携セミナーを実施するなど、指導の充実を図っています。また、子供たちが郷土への理解を深めるよう郷土読本「くしろ」\*を作成しています。

学校では、ALT等のより効果的な活用などを図り、児童生徒が外国人とふれあい、英語などの外国語をはじめ、異文化理解や異文化コミュニケーションを深める取組の充実が求められています。

## 施策の概要

豊かな国際感覚を育成するため、自國や郷土への理解はもとより、外国語の言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を高めるとともに、国際理解を深める教育の充実に努めます。

施 策 項 目	施策の具体的な内容
小学校における外国語活動・外国語科教育に係る校内研修の推進	小学校において、児童が外国語に慣れ親しみ、外国語の技能を総合的・系統的に学ぶことができるようにするための校内研修を推進します。
ALT等による指導の充実	ALTの適正配置や計画的な派遣を行うとともに、小中学校での授業におけるALT等による指導の充実を図ります。
郷土読本「くしろ」の充実	教育研究センターの専門委員会において、郷土理解に対する学習意欲の向上を図るために、小学3・4年生用に発行している郷土読本の充実を図ります。
外国語活動、外国語科教育の研修講座の開催	教育研究センターにおいて、小学校外国語活動・外国語教育や中学校英語科教育の授業づくりに関する研修講座を開催します。

## 達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
小学校3~6年生におけるALTを活用した授業時数	小3・4 年間2時間 小5・6 年間8時間	年間 10時間
中学校英語科における授業での発話をおおむね(75%程度)英語で行っている英語担当教員の割合(のべ人数)	4.5%	30.0%

\* ALT : Assistant Language Teacherの略。学校に派遣する外国人外国語指導助手。

\* 郷土読本「くしろ」：釧路の郷土について子供たちに伝えるための副読本。内容は、アイヌ文化、産業の様子、安全で健康なまちづくりなど、小学3・4年生が、社会科の学習の中で活用できるもの。

## 施策の方向3 キャリア教育の充実

## 現状と課題

産業構造の変化や技術革新が進展し、社会で必要とされる知識や技能の変化が絶えず起こる中、働くことを通じて未来の社会を創り上げていくという視点で、子供たちが将来、社会人・職業人として自立できるよう小学校段階からの職業体験活動に終始しないキャリア教育\*の充実が必要です。

本市においては、「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童生徒の割合は小学生約87%、中学生約72%で、ここ5年間ほぼ変わらず、全国・全道と同様の状況となっています。

こうした状況を踏まえ、学校では、子供たちが学ぶことや働くことの意義を体験的に理解するとともに、計画的・組織的に自己の生き方についての考えを深める指導の充実が求められています。

## 施策の概要

学ぶことや働くことの意義を理解し、自分の個性を把握して進路を選択する能力や知識を育むとともに、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、職場体験活動などの取組の充実に努めます。

施 策 項 目	施 策 の 具 体 的 な 内 容
キャリア教育の推進	各種ボランティア活動、中学校を中心とする職場体験活動の計画的な実施や、学年に応じた進路指導の充実、キャリアノート*に関わる教育研究センター研修講座の開催等、キャリア教育を推進します。
職場体験活動の充実【地域】	職場体験活動の受け入れ事業所を募集し、協力事業所リストを整備するなど、各学校における職場体験学習の充実を支援します。
子供インターンシップ事業の支援【地域】	地元商店街での職業体験を行う子供インターンシップ事業「チャイルド1DAY 仕事一日体験」の実施を支援します。
学校支援ボランティアの活用・企業と連携した授業の実施【地域】	地域で生活する人たちの生き方にふれ、学ぶことや働くことの意義を理解する教育活動の充実を図るために、学校支援ボランティアの活用や企業との連携を図ります。

## 達成目標

成 果 指 標 項 目	現 状	目 標
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答する児童生徒の割合	小 中 87.0% 72.9%	小 中 90.0% 80.0%
職場体験活動における協力事業所（登録事業所数）	161	200

\*キャリア教育：「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基礎となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」のこと。

\*キャリアノート：「自分の在り方を見つめ、生き方を考える」という目的をもった、学年別にまとめられたワークシート集。

## 施策の方向4 環境教育の推進

## 現状と課題

地球温暖化など地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が重要な課題となっています。豊かな自然環境を守り、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築していくため、子供たちがエネルギー・環境問題と生活との関わりについて学ぶ環境教育の充実が必要です。

教育委員会では、学校版環境ISO\*の取組を継続実施しているほか、子供たちへの省エネルギー啓発を目的とする研修を平成23年度より行い、これまでに小・中学校ともに100%の実施となっています。

学校では、環境に配慮して主体的に行動する意欲や態度を育成するため、知識の習得だけではなく、家庭を含めた日常生活での実践につなげていく工夫が求められています。

## 施策の概要

自然環境や様々な環境問題に対する関心を高め、主体的に環境に配慮して行動できる意欲や態度を身に付けることができるよう環境教育の推進に努めます。

施 策 項 目	施策の具体的な内容
地域の特色を生かした環境に関する学習の充実【家庭・地域】	身近な自然を守っていこうとする意欲や態度を育てるため、釧路湿原など釧路ならではの特色を生かした各校の環境教育の取組を促進します。
省エネルギー意識の啓発等を目的とした研修講座等の実施	小中学生を対象とした省エネルギー意識の啓発を目的とする特別研修講座をすべての学校で実施します。
学校版環境ISOの取組促進	全小中学校で、節電やごみの分別など学校版環境ISOに継続して取り組むとともに、地球温暖化問題等に関する出前環境教室等の取組を推奨します。

## 達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
学校版環境ISOの取組を実施している小中学校の割合	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%

\*学校版環境ISO：各学校で、節電やごみの分別、リサイクル活動など、環境に優しい学校づくりに関するスローガンの下、具体的な行動目標を宣言し、それを実践し、記録し、見直す取組。

## 施策の方向1 特別支援教育の充実

## 現状と課題

平成19年4月より施行された学校教育法の改正により、子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行う特別支援教育への転換が図られました。平成29年度の本市における特別支援学級に在籍する児童生徒は537人であり、全国的にも、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数が年々増加しています。

教育委員会では、すべての教職員を対象とした、特別支援教育に対する専門性を高める研修講座を開催し、また、教育研究センターに設置している特別支援教育専門委員会において、ユニバーサルデザインや自立活動を取り入れた授業づくりなどの調査研究に取り組んでいます。

今後、子供一人一人の教育的ニーズに応じた、より一層のきめ細やかな支援を行うためにも、本人・保護者や関係機関等と連携し、「個別の教育支援計画\*」等の活用による効果的な支援や学校間の引き継ぎ等を進めていくことが必要です。

## 施策の概要

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況を的確に把握し、一人一人のニーズに応じた適切な指導や必要な支援に努めます。

施 策 項 目	施策の具体的な内容
「個別の教育支援計画」等の活用促進 【家庭】	「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画*」の作成・活用と、学校間等における「個別の教育支援計画」などの円滑な引き継ぎを促進します。
特別支援教育に関する研修講座の開催	幼稚園や保育所をはじめ、特別支援学級や通常の学級の教員等を対象とした指導方法の工夫等、専門性の向上を図る研修講座の開催に努めます。
特別支援教育の指導資料の作成	教育研究センターの専門委員会において、発達障がいを含む障がいに関する理解啓発資料や適切な支援のための実践的な指導資料・事例集・通信・支援学級指導のための手引を発行します。

## 達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
特別な支援が必要な児童生徒の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」が整備されている小中学校の割合	小 中 46.2% 33.3%	小 中 100% 100%
すべての特別支援教育コーディネーター*が特別支援教育に関する教育研究センター講座に参加する割合	90.2%	100%

\* 個別の教育支援計画：医療、保健、福祉、労働などの関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うことを目的にした個別の支援内容を示した計画。

\* 個別の指導計画：児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。

\* 特別支援教育コーディネーター：児童生徒への適切な支援のために、関係機関・者間を連絡・調整し、協同的に対応できるようにするための役割として指名されている教員。

## 施策の方向2

## 支援体制の整備

## 現状と課題

平成28年4月より、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、「合理的配慮の提供」が義務付けられることになりました。

本市においては、すべての幼稚園及び小・中学校で、特別支援教育校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、基礎的な校内支援体制を整備しています。

また、相談体制の充実のため、市の専門家チームによる巡回相談の実施や、北海道教育委員会の特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業の活用による釧路養護学校をはじめとする特別支援学校との連携を図り、保護者や学校への指導助言を行っています。

今後、発達障がいを含む様々な障がいを有する児童生徒が増えていることや特別支援教育への理解が進んできていること、インクルーシブ教育システム\*の理念も踏まえ、幼稚園や小・中学校の通常の学級における特別な支援を必要とする子供たちに対する支援体制の更なる整備が求められています。

## 施策の概要

子供の実態に応じた、通常の学級や特別支援学級、通級指導教室において適切な指導・支援を行うことができるよう、インクルーシブ教育の理念を踏まえた支援体制の整備に努めます。

施 策 項 目	施策の具体的な内容
校内支援体制の充実	特別支援教育に関する校内研修の実施や、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内委員会の活性化によって、校内支援体制の充実を図ります。
巡回相談の実施	臨床心理士*、認定心理士*等の専門的な観点から相談対応や助言を行うとともに、特別支援学校や関係機関との一層の連携充実に努めます。
交流教育の推進	他校の児童生徒との交流を深める合同交流会や学芸発表会等を開催するほか、校内における通常の学級の児童生徒との共同・交流学習を推進します。
特別支援教育指導員*の配置	学校生活における補助や学習活動上の支援を図るため、特別支援学級や通常の学級に特別支援教育指導員を適正配置するとともに、その資質向上を図ります。

## 達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
障がいのある児童生徒の実態把握等のための校内委員会を定期的に開催している小中学校の割合	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
通常の学級において配置されている特別支援教育指導員の人数	28人	増員

\* インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

\* 臨床心理士、認定心理士：児童生徒に対して、心理テストや面接等を行い、心理学的な立場から発達状況を分析し、課題への対応方法等についてアドバイスを行う専門職。

\* 特別支援教育指導員：特別な支援をする児童生徒への支援及び学級担任の補助を行う臨時職員。保育士資格や幼稚園教諭、小・中学校等の教員免許のいずれかを取得している。

## 【基本方針Ⅱ】豊かな心の育成

## 基本方策4：心の教育の充実

### 施策の方向1 道徳教育の充実

#### 現状と課題

急速な社会的変化が、子供たちの成長にも影響を及ぼしている現在、規範意識\*や道徳性の希薄化などの問題が指摘されています。平成27年に示された道徳教育に関する学習指導要領一部改正においては、人としてよりよく生きる上で大切なものは何か、自分はどのように生きるべきなどについて考えを深め、自らの生き方を探る子供を育んでいくことなどの重要性も指摘されています。

本市においては、「学校のきまりを守っている、どちらかといえば守っている」と回答した児童生徒の割合は小学生、中学生ともに90%を超えており、全国・全道を上回るか、ほぼ同様の高い数値となっており、この傾向はここ5年間ほぼ同様で高い数値を維持しています。

学校のきまりは、子供たちにとって一番身近で基本的なルールであり、それを遵守しようとする規範意識をはじめ、思いやりの心など様々な道徳的価値\*を大切にする態度を培うことが必要です。

学校では、このような態度の基礎は家庭において培われるものとの認識に立ち、個人の多様な価値観などに応じた人権に関する理解など、家庭や地域との連携による道徳教育を一層推進していくことが重要です。

#### 施策の概要

家庭や地域との連携を図りながら、規範意識、生命尊重などの基本的な倫理観や思いやりの心、強い意志など、社会性や豊かな人間性を育む道徳教育の充実に努めます。

施 策 項 目	施策の具体的な内容
「特別の教科道徳（道徳科）」の充実	道徳科の授業研究を通して、道徳的価値について自覚を深めさせ、心に響く道徳科の授業を実現します。
「特別の教科道徳（道徳科）」の授業公開 【家庭・地域】	「道徳科の授業」を広く保護者や地域住民に公開し、家庭や地域からの感想・意見を得て、道徳教育の工夫・改善を図ります。
豊かな情操の育成	優れた文化芸術音楽に触れる「こころの劇場」等の開催を通して、生命の大切さや人を思いやる心、美しいものに感動する心など、豊かな情操を育みます。
人権教育の推進【家庭・地域】	子供の発達段階や個人の多様な価値観などに応じて、人権に関する正しい理解やすべての人が尊重する態度の育成を図るために指導の充実を図ります。

#### 達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
「人の役に立つ人間になりたい」と回答する児童生徒の割合	小6 91.6% 中3 90.0%	小6 100% 中3 100%
保護者に対して、「道徳科」の授業公開を実施している小中学校の割合	小 中 100% 中 100%	小 中 100% 中 100%

\* 規範意識：「人を身体的にも心理的にも傷つけてはいけない」などの社会的な基準を守り、その基準に基づいて、規律ある行動をしようとする意識。

\* 道徳的価値：人間らしいよさであり、例えば、思いやりの心、あるいは生命を大切にする心、くじけず努力する心などのこと。

## 施策の方向2 読書活動の充実

## 現状と課題

子供たちの豊かな人間性を育む上で、言葉を学び、感性を磨き、表現力や創造力を豊かにする読書活動は不可欠なものです。しかし、様々なメディアの普及や生活環境の変化等を背景として、子供の読書離れが指摘されています。

本市においては、「読書が好き、どちらかといえば好き」と回答した児童生徒の割合は、ここ5年間で小学校が上昇傾向、中学校が下降傾向ですが、小中学生ともに約70%と全国・全道とほぼ同様の状況となっています。

ほとんどの学校で朝読書や読み聞かせが行われ、図書館施設と連携した学校ブックフェスティバル\*やブックトーク\*などの読書支援活動にも取り組んでいることから、今後も、子供たちの読書を支える学校図書館を整備するとともに、館外支援活動の核となる釧路市中央図書館との連携強化や読み聞かせ等の人的資源の拡充を進めていくことが必要です。

## 施策の概要

多様な興味・関心に応える魅力ある図書を充実し、子供たちの豊かな感性や表現力、創造力を高める読書活動の充実に努めます。

施 策 項 目	施策の具体的な内容
釧路市中央図書館等との連携	中央図書館の連携事業担当者を通して、図書館と学校との連携を深め、学級文庫への図書貸出、図書館員による読み聞かせやブックトーク等、学校の読書活動を支援します。
学校図書館機能の充実【地域】	図書管理システムの電算化を促進するとともに、学校支援ボランティアに対する図書館運営に関する研修の実施やその活用を促進します。
読書習慣の形成【家庭】	朝読書や学校ブックフェスティバル、ブックトーク等の取組を通して、家庭における子供たちの読書習慣の形成を図ります。
学校図書館図書の整備	子供たちの読書環境を充実するため、蔵書の整備に努めます。

## 達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
「読書が好き、どちらかといえば好き」と回答する児童生徒の割合	小6 72.2% 中3 69.3%	小6 85.0% 中3 80.0%
学校の読書活動や学校図書館に学校支援ボランティアが関わっている小学校の割合	88.5%	100%

\*学校ブックフェスティバル：子供たちに本を読むことの楽しさを伝えるため、学校において、たくさんの児童書等を床一面に並べ、好きな本を自由に借りてもらう等の取組。

\*ブックトーク：本の面白さを伝えることで、その本を読んでみたいという気持ちにさせることを目的として、一定のテーマに基づいて何冊かの本を紹介するもの。

## 施策の方向3 体験活動の充実

## 現状と課題

都市化や少子化等に伴い、子供たちが自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を高めたりする機会が限られてきていることから、社会性の未発達や人間関係の希薄化など、豊かな人間性の育成に問題が生じていると指摘されています。

学校では、釧路湿原やアイヌ文化等の地域の特色を生かした体験活動、こども遊学館や博物館、印刷工場や広域ごみ処理場等の身近な施設を活用し、多くの子供たちが興味を持てる内容の体験型学習活動などに取り組んでいます。

今後も、子供たちの心に根ざした道徳性の育成をはじめ、基礎的な知識・技能を、生きて働く知恵としてしっかり身に付けさせるため、自然体験やボランティア活動などの社会体験、調査研究や生産活動などの体験学習等、子供たちが様々な体験を積み重ねる機会を、地域全体で充実させることが求められています。

## 施策の概要

豊かな人間性や社会性を育み、子供たちが社会の一員としての自覚を深めるために、地域が有する様々な教育資源を生かした体験活動の充実に努めます。

施 策 項 目	施策の具体的な内容
計画的な体験活動の充実	各学校において、ボランティア活動等の社会奉仕活動、釧路湿原やアイヌ文化の学習等、様々な体験活動が教育課程*に適切に位置付けられ、教育活動全体を通じた取組が促進されるよう指導助言します。
体験型学習活動の推進【地域】	文化芸術団体の協力による「小中学校芸術文化活動支援事業」の活用や公共交通機関の工夫等、企業等との連携を深めるとともに、こども遊学館や博物館等、社会教育施設が持つ機能を生かし、多くの子供たちが興味を持つ内容の体験型学習活動を推進します。
特色ある教育活動の普及啓発【地域】	外部の人材や施設を活用した体験活動が積極的に進められるよう、各学校の特色ある取組をまとめて情報提供します。
自主的に地域活動等に取り組む人材の育成【家庭・地域】	自然体験や社会体験など、多様な体験活動を通して、地域や学校などで活躍できる児童生徒の健全育成を図ります。

## 達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
「授業や課題活動で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会があった、どちらかといえばあったと思う」と回答する児童生徒の割合	小6 63.1% 中3 43.7%	小6 70.0% 中3 50.0%
自然に関わる体験的な活動を計画的に実施している小中学校の割合	小 100% 中 80.0%	小 100% 中 100%

\* 教育課程：学習指導要領等の関連する法令に従い、教育活動の内容を児童生徒の発達に応じ、授業時数との関係において総合的に組織した学校の教育計画。

## 施策の方向1 教育相談体制の充実

## 現状と課題

教育相談は、子供や保護者が抱える多様な不安や悩みに対応しながら、本人やその保護者などに問題の解決に向けた助言を行うなどの重要な役割を担っています。

教育委員会では、家庭用リーフレット等の作成・配布を通じて、様々な相談窓口を周知しています。また、学校では、子供たちの心のサインを見逃さないよう各種アンケート調査や個別面談などを行い、いじめや不登校などの問題行動の未然防止や共感的な人間関係\*の確立に努めています。今後もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー\*の有効活用など一層の相談体制の充実を図りながら、子供たちの自尊感情\*を高めるための教育活動を推進することが重要です。

## 施策の概要

子供や保護者、教員が日常的に相談できる環境を整備するため、専門家や関係機関等の活用を通して、共感的な理解を基盤とした相談体制の一層の充実に努めます。

施 策 項 目	施策の具体的な内容
Q-U*、アセス*等の実施による相談活動の充実	年2回、子供一人一人の内面の状況を客観的にとらえるQ-Uやアセス等の実施を通して、学校のきめ細やかな教育相談の充実を図ります。
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用【地域】	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーやファミリーサポーター*の活用を促進し、関係機関と連携しながら包括的な支援を展開します。
教員の教育相談に関する資質能力の向上	教育相談に関する講座等を通して、子供たちの内側にある能力や意欲を引き出すアプローチとしての教育相談に関する資質能力を向上させ、日常実践で発揮できるように支援します。
教育相談窓口等の周知	各種相談窓口の記載された印刷物を配布する等、様々な相談窓口の周知を図るとともに、教育研究センター内の相談体制を充実します。

## 達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
「自分にはよいところがある、どちらかといえばある」と回答する児童生徒の割合	小6 中3 74.4% 68.6%	小6 中3 100% 100%
教育相談シート等を用いた、校内での児童生徒理解のための交流会議等を行っている小中学校の割合	小 中 96.2% 100%	小 中 100% 100%

\* 共感的な人間関係：児童生徒が互いに認め合い、支え合うなどの温かな人間関係。

\* スクールソーシャルワーカー：社会福祉に関して専門的な知識・経験を有し、児童生徒が置かれている環境に働きかけ、社会福祉制度からの支援を行う者。

\* 自尊感情：自分自身をかけがえのない存在として認め、自分自身を欠点も含め好きになる気持ち。

\* Q-U：不登校・いじめ・学級崩壊の予防、よりよい教育実践の効果測定を目的として、子供たちの学校生活における満足度を測る標準化された心理テスト。

\* アセス：「生活満足感」「教師サポート」「友人サポート」「向社会的スキル」「非侵害的関係」「学習的適応」の6つの側面から、学校生活への適応感を捉える生活アンケート。

\* ファミリーサポーター：教育委員会によって委嘱され、家庭や学校だけでは解決できない問題や悩みを抱える家庭（本人や保護者）に対する継続的な支援を行う者。

## 施策の方向2 いじめ問題への取組の充実

## 現状と課題

いじめの問題が、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題となり、法律の整備が進められました。本市では、平成29年2月に「釧路市いじめ防止基本方針」を策定し、さらに、すべての小中学校で「学校いじめ防止基本方針」の見直しを図り、全市をあげていじめ防止対策に取り組んでいます。積極的認知が各校に浸透し、いじめの認知件数は増加傾向にありますが、そのすべてで解消に向けた適切な対応に取り組んでいます。

しかし、近年では認知することが難しいインターネット等による新しい形のいじめが発生しているなど、依然として憂慮すべき状況にあることから、児童生徒に対する情報モラル教育を充実するとともに、携帯電話等のフィルタリングの活用について家庭との連携を図ることが必要です。

いじめの根絶に向けては、「一定の人間関係のある者からの、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とのいじめの定義に立ち、学校における指導の徹底やいじめられた本人が訴えやすい環境を作るなど適切に対応していくことが強く求められています。

## 施策の概要

いじめなどの問題行動について、子供理解と正確な状況把握に基づく、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組の充実やいじめ根絶に対する意識の徹底を図ります。

施 策 項 目	施 策 の 具 体 的 な 内 容
いじめ根絶に対する意識啓発 【家庭・地域】	「くしろの子ども大集合」の開催や学校のいじめ防止月間の設定など、いじめ根絶に向けた子供たちの主体的な取組を推進します。
いじめに関する実態調査の実施	年3回のいじめに関する実態調査や3年毎の携帯電話等に関するアンケート調査を通して、いじめの状況等をきめ細かく把握するとともに、いじめの問題に対する学校の指導体制を点検します。
いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組の充実	情報モラル教育出前講座の活用や「いじめ未然防止モデルプログラム」を参考にする等、積極的な取組を推進するとともに、釧路市青少年問題協議会*や釧路市いじめ防止対策委員会*と連携し、いじめの防止等のための対策を実行的に行います。
教育相談窓口等の周知（再掲）	各種相談窓口の記載された印刷物を配布する等、様々な相談窓口の周知を図るとともに、教育研究センター内の相談体制を充実します。

## 達成目標

成 果 指 標 項 目	現 状	目 標
「いじめは、どんな理由があってもいけないことである」と回答する児童生徒の割合	小6 88.4% 中3 75.9%	小6 100% 中3 100%
校内いじめ対策委員会が主催する「いじめの未然防止、早期発見、早期対応」についての研修会を開催している小中学校の割合	小 88.5% 中 86.7%	小 100% 中 100%

\* 釧路市青少年問題協議会：いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」の趣旨を踏まえ、学校、教育委員会、児童相談所、警察等の機関や団体の関係者で構成される組織。

\* 釧路市いじめ防止対策委員会：市の基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うための教育委員会の附属機関。

## 施策の方向3 学校適応指導の充実

## 現状と課題

本市における平成28年度の不登校児童生徒\*の出現率は、小学校0.45%、中学校2.86%であり全国を下回っていますが、その数は小学校35名、中学校115名と決して少ない数とはいえない上、若干の増加傾向となっています。

不登校の解消のためには、ファースト・ステップ・プログラム\*や適応指導教室（ふれあい教室）、不登校学級（さわやか学級・青空学級）等との連携を図りながら、不登校児童生徒の不安や悩みに適切に対応して人間関係づくりの力を高め、不登校児童生徒が学校復帰へ向けて歩き出すことができるよう支援を継続しています。また、不登校の要因は複雑・多様化しており、スクールソーシャルワーカーによる教育・福祉の両分野からの包括的な支援を行うなど、個別の状況に応じた丁寧な居場所づくりが必要です。さらに、学校生活の基盤となる学級が、遊びや学級活動等を通じて、好ましい人間関係が保たれ、安心して学べる場となることが大切です。

## 施策の概要

家庭や関係機関との連携を図り、不登校の適切な対応に努めるとともに、適応指導教室（ふれあい教室）や不登校学級（さわやか学級・青空学級）における指導の工夫を図り、学校適応指導の充実に努めます。

施 策 項 目	施策の具体的な内容
不登校児童生徒の実態調査の実施	年3回の調査による不登校児童生徒の実態をきめ細かく把握し、その対応について学校との連携を図ります。
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用【地域】（再掲）	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーやファミリーサポーターの活用を促進し、関係機関と連携しながら包括的な支援を展開します。
関係機関との連携・接続【地域】	不登校児童生徒へのきめ細やかな支援を行うため、児童相談所や児童家庭支援センター等、関係機関との連携を密にして、スムーズな接続を図ります。
コミュニケーション能力・学級づくりの研修の充実	適応指導教室等の整備・充実を図るとともに、学級活動等において役立つ人間関係づくりや集団づくりを有効に進めるための具体的な指導方法を実践的に学ぶ研修講座を実施します。

## 達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
「学校で友達に会うのが楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答する児童生徒の割合	小6 96.4% 中3 92.3%	小6 100% 中3 100%
不登校を理由とする欠席が年間30日以上の児童生徒の出現率	小 中 0.45% 2.86% (H28)	小 中 0.2%未満 2.0%未満

\* 不登校児童生徒：病気や経済的理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因を理由とする欠席が年間30日以上の児童生徒。

\* ファースト・ステップ・プログラム：釧路市教育委員会と社会福祉法人等が協力して、不登校などの悩みを抱える児童生徒とその家庭をサポートする取組。

## 施策の方向1 体力・運動能力向上の取組の充実

## 現状と課題

全国体力・運動能力、運動習慣等調査のこの5年間の結果によると、本市における児童生徒の体力は全国平均を上回っており、新体力テスト\*の総合評価は、年次を追って飛躍的に改善が見られたものの、中学生においては、体力・運動能力は全国より低い傾向が見られます。

また、全国・全道の平均と比べて、運動をほとんどしない子供の割合が高いことや肥満傾向が高いこと、メディアに触れる時間が長いことなど、日常の運動を含めた生活習慣に課題が見られます。

子供の体力は、健康の保持増進や学習意欲、気力といった精神面の充実にも大きく関わっていることからも、学校では、体育授業の充実など体育活動の日常化を通じて、運動する子供とそうでない子供の二極化を解消し、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てることが大切です。

学校においては、「1校1実践」等の運動習慣づくりの取組や全児童生徒の新体力テストの実施、体育の授業の工夫改善等、体力向上への取組を充実させるとともに、地域においては日ごろから運動に親しむ環境づくりを進めることができます。

## 施策の概要

体育授業や体育的行事における活動を通じて、運動の楽しさや喜びを実感させ、生涯にわたって、進んで外遊びや運動に親しうとする意欲を高める体育活動の充実に努めます。

施 策 項 目	施 策 の 具 体 的 な 内 容
体育授業の工夫改善	関係機関と連携して、運動の楽しさを実感させる実践的な研修を支援し、生涯スポーツの基盤を培う体育授業の充実を図ります。
新体力テスト実施の工夫改善	子供たちの体力・運動能力の実態をきめ細かく把握し、体力向上を図るための実践力を身に付ける指導の充実を図ります。
冬季スポーツの推進【家庭・地域】	冬季における屋外での運動時間を確保するため、スケート授業等の取組が促進されるよう、学校の体制整備を支援します。
運動習慣づくりの促進【家庭】	体力の向上をめざして、家庭の協力を得ながら、歩くことに視点をおいた運動習慣の改善や縄跳びの記録に挑戦する等の「1校1実践」の取組を充実します。

## 達成目標

成 果 指 標 項 目	現 状	目 標
新体力テストの総合評価がC以上の児童生徒の割合	小5男子 64.9% 小5女子 76.9% 中2男子 64.8% 中2女子 77.5%	小5男子 70.0% 小5女子 80.0% 中2男子 70.0% 中2女子 80.0%
「1週間における、体育の授業以外での運動やスポーツの合計時間が1時間未満」と回答する児童生徒の割合	小5男子 7.7% 小5女子 11.5% 中2男子 11.2% 中2女子 25.4%	小5男子 5%未満 小5女子 10%未満 中2男子 5%未満 中2女子 20%未満

\* 新体力テスト：筋力や持久力、走力や投力などの体力・運動能力を測定するために、文部科学省が平成11年度より導入しているテスト（握力・長座体前屈・反復横とび・50M走・立ち幅とび他3種目）。総合評価（A段階～E段階）は、年代別に、各項目の得点を合計して行い、小学校5年生と中学校2年生を全国集計では調査対象としている。

## 施策の方向2 食育の推進

## 現状と課題

子供たちをめぐる食生活については、朝食欠食や栄養摂取の偏りなど食生活の乱れが、健康への様々な影響や学習意欲の欠如につながる要因と指摘されています。

本市においては、「朝食を毎日食べている、どちらかといえば食べている」と回答した児童生徒の割合は、この5年間で大きな変動がなく、幼保約82%、小学生約94%、中学生約92%で推移し、全国を下回る状況となっています。朝食の摂取については、すべての子供たちに対して、望ましい食習慣等を育成するという観点から、さらにこの割合を高めていくことが必要です。

食は子供たちの健全な発達の基本であることから、学校においては、食育の生きた教材となる学校給食の地場産品の使用を進めるほか、家庭における望ましい食習慣が図られるよう、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進など学校・幼保と家庭が一体となった取組の促進が求められています。

## 施策の概要

学校給食における指導や栄養教諭\*等との連携を通じて、家庭・地域が連携して、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるよう食育の推進に努めます。

施 策 項 目	施策の具体的な内容
「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進 【家庭・地域】	家庭における食に対する関心及び理解を深め、望ましい食習慣が形成されるよう、「早寝・早起き・朝ごはん」を周知できる資料を作成・配布します。
安全・安心な学校給食の提供	給食食材の放射能検査をはじめ、衛生管理を徹底するとともに、給食センターの整備改修を進め、学校給食の安全性の確保を図ります。
食に関する指導の充実【家庭】	子供たちが食の重要性を理解できるよう、栄養教諭を中心として、教育活動全体を通じて、幼保保護者への周知も含め、家庭と連携した食に関する指導を組織的・計画的に推進します。
学校給食における地産地消の推進【地域】	食への感謝や地元の食文化への理解を深めるとともに、学校給食での地場産品の活用を積極的に推進します。

## 達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
「朝食を毎日食べている、どちらかといえば食べている」と回答する児童生徒の割合	小6 94.8% 中3 91.3% 幼保 95.6%	小6 100% 中3 100% 幼保 100%

\* 栄養教諭：児童生徒の発育・発達において、栄養状態の管理や食育の推進を行うために、平成17年から設けられた職であり、栄養士資格を有する正規教員。

## 施策の方向1 健康・防災・安全教育の充実

## 現状と課題

児童生徒の健康に関わる課題が複雑・多様化していることや成長の著しい小・中学生期は、健康な生活を送るために基礎を培う時期であることから、子供たち自らが自分の健康管理に必要な実践力を育成することが求められています。

また、登下校時を含む児童生徒の交通事故、子供に対する不審者による声かけ事案などが、全国的に発生していることから、極めて憂慮すべき状況となっています。

さらに、東日本大震災を踏まえ、自然災害などの危険に際して自らの命を守りぬき、「支援者となる意識」を身に付けるための防災教育の推進が重要と言われています。

学校では、養護教諭などによる健康相談・薬物乱用防止の指導など発達段階に応じた健康教育の充実、危機管理マニュアル\*の見直しなどにより教師の危機管理意識の向上に努めるとともに、交通安全教室等の開催などにより子供の安全意識の向上に努めています。また、交通量が多いなど事故の危険性が高い通学路の安全を確保することも必要です。

特に、地震多発地域にある本市においては、子供たちに地震・津波等の自然災害の危険や日常の備えに関する知識を理解させるとともに、災害発生時に安全かつ的確に行動し、自らの命を守ることができるよう危険回避能力を高めることが求められています。

## 施策の概要

子供たちが自らの健康についての意識を高め、健康的な生活を営むとともに、災害を正しく理解し自らの命を守ることができるよう、主体的に行動できる実践的態度を培うための、健康・防災・安全教育の推進に努めます。

施 策 項 目	施 策 の 具 体 的 な 内 容
保健指導の充実【家庭】	基本的生活習慣の指導、口と歯の健康づくりなど家庭との連携を図りながら、学校保健計画等に基づく適切な保健指導の充実を図ります。
性に関する指導・薬物乱用防止に対する指導の充実【家庭】	養護教諭等による健康相談等により、子供の発達段階に応じた性に関する知識を理解させるとともに、薬物等の危険性・違法性や飲酒・喫煙の身体への影響などの正しい知識を理解させ、望ましい態度の育成を図ります。
防犯・防災教育の充実【家庭・地域】	不審者との遭遇や学校への不審者の侵入等に対する対応の仕方等、危険を回避する行動力を体験的に身に付ける取組のほか、地域と連携した地震や津波等の防災訓練や避難場所の確認等、安全に避難行動できる指導の充実を図ります。
交通安全教育の充実【家庭・地域】	児童生徒の交通事故防止のため、釧路市通学路交通安全プログラムや通学路安全マップ*の取組を通して、交通安全意識の高揚や交通ルール・マナーを習得する指導の充実を図ります。

## 達成目標

成 果 指 標 項 目	現 状	目 標
う歯（未処置歯）のある児童生徒の割合	小 33.0% 中 22.3%	小 30.0%未満 中 20.0%未満
地震～津波発生に特化した防災意識を高める授業を実施する小中学校の割合	小 96.1% 中 86.7%	小 100% 中 100%

\* 危機管理マニュアル：学校が自校の実態を踏まえ、自然災害の発生や不審者の侵入など様々な危機を回避するための方策や危機発生時の被害・問題を最小限にとどめるための適切な対応策。

\* 通学路安全マップ：学校において作成する児童生徒の通学路における犯罪や事故の発生しやすい箇所やその理由、実際に犯罪や事故が発生した場所等を示した地図などの絵図。

## 【基本方針Ⅳ】充実した学びを支える教育環境の整備

### 基本方策8：安全で快適な教育環境の整備

#### 施策の方向1 安全・快適な教育環境の充実

##### 現状と課題

教育委員会では、学校施設の早期耐震化を進め、平成29年度までに小中学校全体の98.7%の耐震補強を終了しています。学校施設は、災害時の緊急避難施設としての側面もあることから、今後も学校施設の適切な維持管理を進めていく必要があります。

また、地球規模の環境問題が世界共通の課題として提起されており、学校施設においても、木材や自然エネルギー等を活用し、環境負荷の低減や自然との共生に対応した施設を整備するとともに、シックハウスへの対策など、未来を担う子供たちの健康に配慮した学校施設の改善が重要です。

今後とも、学校管理運営に関わる経費の確保に努めるとともに、児童生徒が快適な学校生活を過ごすことができるよう、学校の換気や採光、水質、温度管理を適切に行うなど、環境衛生を維持するとともに、教材・教具の高度化や情報化など学校設備の整備充実を進め、時代の変化に対応した教育活動の充実を図ることや誰もが安心して教育を受けられることが求められています。

##### 施策の概要

学校が学びの場として機能できるよう、教材・教具をはじめとする学校備品の更新や学校設備の計画的な更新、就学のための経済的な保護者への必要な援助など快適な学習環境の提供に努めます。

施 策 項 目	施策の具体的な内容
学校施設の適切な維持管理	消防設備や照明器具、暖房や給水等の各種設備機器の保守・点検を行い、学校施設の適切な維持管理に努めます。
学校設備・備品の充実	学校備品の適正管理のため定期的に備品検査を行うとともに、教育課程の実施に必要な学校設備・備品の充実を図ります。
特別支援学級の環境整備	障がいのある児童生徒が、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が受けられる環境を整備します。
経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対する必要な援助【家庭】	就学に係る経済的支援を充実させるため、制度の適正な運用と、児童生徒の保護者等への周知に努めます。

##### 達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
市内小中学校耐震化整備の割合	98.7%	100%

## 【基本方針V】信頼に応える学校づくりの推進

### 基本方策9：魅力ある学校づくりの推進

#### 施策の方向1 開かれた学校づくりの推進

##### 現状と課題

地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一緒に子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換のため、地域と学校の連携・協働に向けた改革を進め、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざしていく必要があります。

そのために、学校における教育活動等の状況について、適切に学校評価\*を行い、その結果を教育活動の改善に生かし、評価結果を積極的に公表して説明責任を果たすなどの学校運営の改善を進めていくことが必要です。

また、学校が家庭や地域から信頼され、支えられる存在であるためには、地域に根ざした学校として、学校の教育方針や抱えている課題などの情報を積極的に発信するとともに、学校全体で保護者や地域住民の要望を真摯に受け止めることができます。

今後とも、学校・家庭・地域の連携が不可欠と捉え、より一層の充実した学校教育を実現するために、学校の教育活動を地域に発信する機会を拡充し、地域の特性を生かした多様な教育活動を進めながら、学校の自主性・自律性を高めるとともに、保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール\*など、「協働する学校づくり」を積極的に進める必要があります。

##### 施策の概要

信頼される学校づくりを進めるため、保護者や地域と成果や課題を共有しながら、主体的な学校運営の改善が図られるよう、教育活動状況の積極的な情報発信をするなど開かれた学校づくりに努めます。

施 策 項 目	施策の具体的な内容
コミュニティ・スクールの導入・推進 【家庭・地域】	国の制度を活用して、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させるコミュニティ・スクールの導入を進めます。
自己評価・学校関係者評価の充実 【家庭・地域】	目標の重点化等、学校運営の改善に生かすことができる自己評価を実施するとともに、学校関係者への評価の前提となる教育活動の公開を通して、学校関係者評価を充実します。
地域の教育力を生かした学校づくりの推進 【地域】	学校と地域の連携を図り、地域の教育力を学校教育活動に生かすことができるカリキュラム・マネジメントの促進を支援します。
地域学校協働本部*事業の充実 【家庭・地域】	統括コーディネーターや地域コーディネーターを中心に、子供たちの「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域が連携・協力して行う、地域学校協働活動の充実を図ります。

##### 達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
コミュニティ・スクールを導入している小中学校の割合	小 23.1% 中 20.0%	小 60.0% 中 40.0%
学校グランドデザイン*の作成とHPによる公表をしている小中学校の割合	小 76.9% 中 66.7%	小 100% 中 100%

\* 学校評価：幼稚園や学校が行う教育活動の評価。教職員や保護者、地域住民等の学校関係者が評価を行い、園運営・学校運営の改善を図る。

\* コミュニティ・スクール：学校運営に保護者や地域住民の意見を取り入れるための制度であり、教育委員会が任命する委員で構成され、学校運営の基本方針に対する承認など、一定の権限を有している。

\* 地域学校協働本部：より多くの地域の人々や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域コーディネーターや統括する統括コーディネーターを中心に地域学校協働活動を推進する体制。

\* 学校グランドデザイン：「学校の教育理念や果たすべき役割を描いた経営全体構想」で、当該校の特色などをわかりやすく1枚の図にしたもの。

## 【基本方針V】信頼に応える学校づくりの推進

基本方策10：教職員の資質向上

### 施策の方向1 専門性を高める研修の充実

#### 現状と課題

時代がいかに変化しようとも教職員には、子供たちの教育に直接携わる者として自ら学び続け、子供の成長を願い、導くという職責に対する使命感や指導の専門性など、さらなる資質・能力の向上が常に求められています。

教育委員会では、教育研究センターの研修機能を最大限に活用して、教科指導や生徒指導等に関する各種研修講座のほか、異校種見学をはじめとした市教委による初任2年次目研修や学力向上セミナー等を開催し、その内容の充実に努めています。また、交通違反をはじめとする教職員の不祥事の発生防止のため、法令遵守の徹底や服務規律の保持などについて意識啓発を行っています。

学校では、授業力の向上を図るために、教員同士が協働してお互いの授業を検討し、改善に結び付けていく授業研究に取り組んでいます。教育の中核は授業実践であることから、授業研究の機会をさらに充実し、教員同士が学び合い、切磋琢磨することが大切です。

#### 施策の概要

教育の今日的課題の解決に向けた指導力の向上を図るために、教職員一人一人の使命感や指導の専門性を高める研修の充実に努めるとともに、活力ある学校体制の確立や創意ある教育課程を編成・実施するための環境整備に努めます。

施 策 項 目	施 策 の 具 体 的 な 内 容
各種研修の充実	今日的な課題に対する実践的な研修や地域との関わり方等の様々な研修を充実するとともに、様々な方法での研究成果の発信により、教職員の専門性を高めます。
服務規律の保持	法令遵守の徹底や服務規律の確保について、コンプライアンス*確立月間の設定など、教職員の自覚を高めます。
公開研究会の開催	市立小中学校を毎年度研究指定し、研究に必要な予算措置とともに、公開研究会の実施を通して、研究成果の普及に努めます。
教育研究センターの整備・充実	教育研究センターの機能充実に向けて、改修等も含めた整備・充実を図ります。

#### 達成目標

成 果 指 標 項 目	現 状	目 標
校内研修の中ですべての学級や教科で授業公開を実施している小中学校の割合	小 中 92.3% 93.3%	小 中 100% 100%

\* コンプライアンス：法令遵守にとどまらず、学校への信頼の向上のために校内規程・マニュアル・教育理念・社会貢献などの範囲で自発的な取組として行なわれる活動。

## 【基本方針VI】健全な育ちを支える連携・協働の強化

### 基本方策11：学校間の連携・協働の推進

#### 施策の方向1 幼児教育の振興・充実

##### 現状と課題

子供たちの発達段階に応じて、能力・個性などを最大限に伸ばす教育を進めるためには、幼児から児童へ、児童から生徒へという成長に伴う発達段階を正しく踏まえ、幼稚園・保育所、小学校、中学校という学校教育での学びを連續させていくことが極めて重要です。

幼児期における教育は、生涯にわたる生きる力の基礎を培う上で大変重要です。様々な遊びを楽しむ中で、基礎的な体力や運動能力を発達させることや、友達との関わりを通して、コミュニケーション能力や社会性等を育むなどの豊かな教育活動の推進とともに、小学校への円滑な接続が大切です。近年、幼児の成育については、基本的な生活習慣の乱れや自制心・規範意識の低下、人間関係の希薄さなどが指摘されています。

本市においては、市立幼稚園3園のほか、多くの幼稚園や保育所で教職員による自己評価や保護者アンケート等に基づく学校評価を実施しているとともに、幼稚園・小学校の双方向の授業参観を通じた実態交流を実施しています。

今後、幼稚園や保育所においては、幼児の心と体の総合的な発達を促す活動を重視し、保護者への啓発も含め、家庭や地域と連携した特色ある教育環境を整備するとともに、小学校教育にどのようにつながっていくのかを見通した教育活動の編成・実施がより広く求められています。

##### 施策の概要

幼稚園や保育所、小学校、そして家庭や地域が連携し、幼児期の健全な育ちを支える体制づくりに努めます。

施 策 項 目	施策の具体的な内容
資質及び専門性の向上	幼児教育に携わる関係者の合同研修や小学校教員等との合同研修の在り方を検討・実施し、幼稚園教員や保育士の資質や専門性の向上を図ります。
小学校との連携の推進	幼児の小学校へのスムーズな移行を行うため、綿密な引継ぎ等、幼稚園や保育所等と小学校との連携を推進します。
幼児教育の提供	通園を希望するすべての満3歳児から5歳児に対し、心と体の総合的な発達を促すよう、質の高いきめ細やかな幼児教育の提供に努めます。
家庭や地域社会との連携【家庭・地域】	地域住民や保護者の保育参加行事の充実や、地域の人材活用の促進、学校関係者による学校評価の実施に努めます。

##### 達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
入学予定児童の幼稚園・保育所と連携して、スタート・カリキュラム*を作成している小学校の割合	73.1%	100%
保護者や学校関係者による学校評価を実施している幼稚園・保育所の割合	100%	100%

\*スタート・カリキュラム：小学校へ入学した子供が、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を發揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム。

## 【基本方針VI】健全な育ちを支える連携・協働の強化

### 基本方策11：学校間の連携・協働の推進

#### 施策の方向2 幼保小連携・小中連携の推進

##### 現状と課題

幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の連携については、交流活動や教員の合同研修などの取組や「小1プロブレム\*」、「中1ギャップ\*」、「高1クライシス\*」の問題への対応が必要です。

教育委員会では、教育研究センターの専門委員会による調査・研究を平成25年度と平成27年度に2度行い、連携・接続についての現状や対応について、日ごろの教育実践に役立てられるよう、指導資料を作成しました。

また、「小1プロブレム」「中1ギャップ」などの未然防止のため、学校間のより密接な連携体制を図り、新入学児童生徒の入学期の確認ときめ細やかな引継ぎを行っています。

今後、幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校への移行期においては、子供の発達や学びの連続性を踏まえた丁寧な接続が重要であり、そのためには、教職員の相互理解や情報共有など、より一層の学校間の密接な連携体制を図ることが求められています。

##### 施策の概要

「小1プロブレム」「中1ギャップ」などの未然防止、発達段階の学習内容の確実な定着を図るために、異校種間の円滑な連携・接続に努めます。

施 策 項 目	施 策 の 具 体 的 な 内 容
幼保小連携の推進	釧路市幼児教育連携協議会の活用や「早寝・早起き・朝ごはん」等の生活習慣づくりの推進、小学校教員等による近隣の幼稚園や保育所の授業参観及び教員交流会等の取組を進めます。
小中連携の推進	同一中学校区内の小学校と中学校が課題意識を共有し、合同の研修会を持つなどして、義務教育学校も含めた、小学校と中学校の連続的な学びの構築を推進します。
幼保小合同研修、小中合同研修の充実	教育研究センター講座において、遊び等を通じた仲間づくりや学習への円滑な移行に関わる異校種合同研修や、幼保小中高を通じた教育講演会の充実を図ります。

##### 達成目標

成 果 指 標 項 目	現 状	目 標
近隣の幼稚園や保育所の授業（保育）参観を実施している小学校の割合	76.9%	100%
中学校区における「小中連携協議会」等の設置数	9	14

\* 小1プロブレム：小学校1年生が入学後数か月を経過しても、集団行動ができない、学習に集中できない、教員の話が聞けないといった状態。

\* 中1ギャップ：中学校入学と同時に学習や生活の変化になじめず、学力の低下や長期欠席の急増などの課題が生じること。

\* 高1クライシス：高校に入学後、不登校や中途退学に陥りやすい状況。

## 【基本方針VI】健全な育ちを支える連携・協働の強化

基本方策12：家庭・地域との連携の推進

### 施策の方向1 家庭の教育力の向上

#### 現状と課題

家庭は、子供にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、家族とのふれあいを通じて、社会を生きていく上での前提となる基本的な生活習慣やルール、マナーなどの規範意識を身に付ける上で重要な役割を担うなど、家庭教育は、すべての教育の出発点です。

しかしながら、家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化の影響を受けて、家庭教育に関して身近に相談できる相手を見つけることが難しいというような孤立の傾向や、家庭教育に関する多くの情報の中から適切な情報を取捨選択する困難さなどから、かえって悩みを深めてしまうなど家庭教育を行う困難さが指摘されています。

教育委員会では、各種相談窓口の開設や周知、家庭教育講座の開催、ファミリーサポーターやスクールソーシャルワーカーなどによる家庭教育支援を行っています。

今後も、学校と保護者が子供たちの健やかな成長を望む思いを共有し、学校と保護者は家庭の役割を強く自覚し、様々な交流の機会で保護者同士のつながりを深めるなど、子育てに自信をもって取り組めるよう、相互の連携・協力による取組をさらに充実させることが求められています。

#### 施策の概要

家庭が衣食住の生活基盤となるよう家庭の支えとなる取組、子供の自立に向けた取組など、家庭教育に関する情報提供や学習機会の充実を通じて、家庭の教育力の向上に努めます。

施 策 項 目	施策の具体的な内容
生活リズムチェックシートを活用した基本的な生活習慣の確立【家庭】	生活リズムチェックシートを活用した、子供自身による自己点検等、望ましい生活・運動習慣の確立に向け、家庭の意識啓発を図ります。
保護者への支援体制の充実【家庭】	青少年育成センター相談員やファミリーサポーターなど、子育てに悩みを持つ保護者に対する相談・支援活動を充実します。
家庭教育支援チーム等を活用した、保護者を対象とした研修等の実施【家庭】	基本的な生活習慣の確立や思春期における対応の仕方、情報モラル等、家庭教育支援チームや関係機関と連携しながら、子育ての在り方を学ぶ学習機会の充実を図ります。
情報提供の充実【家庭】	公共施設や市民が集まる場所の活用のほか、乳幼児健診や新入学説明会の機会を活用して、子育てに関する情報を提供します。

#### 達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
「家庭教育講座」を開催している小中学校及び幼稚園・保育所の割合	小 23.1% 中 20.0% 幼保 47.3%	小 50.0% 中 50.0% 幼保 50.0%
家庭でのアウトメディア*に関する目標を設定・提案している小中学校の割合	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%

\* アウトメディア：テレビやDVD、ゲーム、インターネット等の電子メディアに触れないで過ごす、日や時間、場所等を作ること。

## 【基本方針VI】健全な育ちを支える連携・協働の強化

基本方策12：家庭・地域との連携の推進

### 施策の方向2 地域の教育力の向上

#### 現状と課題

少子化や核家族化、都市化、情報化等の経済社会の変化や、人間関係や地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、地域社会の結びつきが弱まり地域の教育力が低下してきていると指摘されています。地域は、異なる年代の人々とのふれあい、豊かな自然や社会教育施設での体験を通じて、子供たちの健全な社会性の育成や郷土を愛する心を育む場として大切な役割を担っています。にもかかわらず、地域の子供に大人が積極的に関わろうとしないなど、地域で子供たちを育てるという意識が希薄化している現状もあります。

教育委員会では、コミュニティ・スクールやそのほかすべての学校で取り組んでいる学校運営協議会、地域と学校をつなぐ地域学校協働本部、子供たちの健全育成のための釧路市連合町内会との域校連携\*など、地域との連携を深めた学校の教育活動を行っています。

子供たちが安全で質の高い環境で学び、健やかに成長していくためには、学校と地域や関係機関との連携・協力を一層深め、地域全体で子供を守り育てる継続的な体制づくりが必要です。

さらに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、社会の状況を幅広く視野に入れ、よりよい社会を創るという目標を学校と地域で共有し、子供たちが社会に向き合い、自らの人生を切り拓（ひら）いていく資質・能力を育んでいくという観点も踏まえて、より幅広い地域住民が参画し、地域と学校が連携・協働して、活動内容を充実していくことが求められています。

#### 施策の概要

地域全体で子供を見守り育てていこうとする意識を高めるよう、子供たちの健全な成長を支える活動の活性化を通じて、地域の教育力の向上に努めます。

施 策 項 目	施 策 の 具 体 的 な 内 容
学校支援ボランティアの拡充と周知 【地域】	学校支援ボランティアの活用等、学校と地域の連携を図り、地域全体で学校教育活動を支援する取組を促進します。
地域活動に参画する人材の確保 【地域】	地域活動を活性化するため、地域づくりを担うリーダーの育成や社会を明るくする運動への積極的な参加体制等、人材確保に努めます。
地域ぐるみの安全体制の整備 【地域】	こども110番の店*の拡充や自主防犯パトロール隊との連携を強化するなど、通学路の安全確保に向けた取組を推進します。
学校支援ボランティアの活用・企業と連携した授業の実施 【地域】（再掲）	地域で生活する人たちの生き方にふれ、学ぶことや働くことの意義を理解する教育活動の充実を図るために、学校支援ボランティアの活用や企業との連携を図ります。

#### 達成目標

成 果 指 標 項 目	現 状	目 標
学校と地域をつなぐ地域コーディネーターの配置校数	4校	配置増

\* 域校連携：平成27年6月に市民協働のまちづくりにおける連携強化を図るため、釧路市連合町内会と釧路市小中学校校長会が相互協力の関係を築き、さらに教育委員会が両者を調整する役割を持った、子供たちの健全育成に向けた連携の取組。

\* こども110番の店：子供の安全に対する注意喚起を促し、地域ぐるみで子供を守るため、教育委員会が子供の緊急避難場所として協力依頼したコンビニなどの店舗や事務所。



## 《參考資料》



## 参考資料1 平成25年度～平成29年度の教育推進基本計画における達成目標に係る達成状況

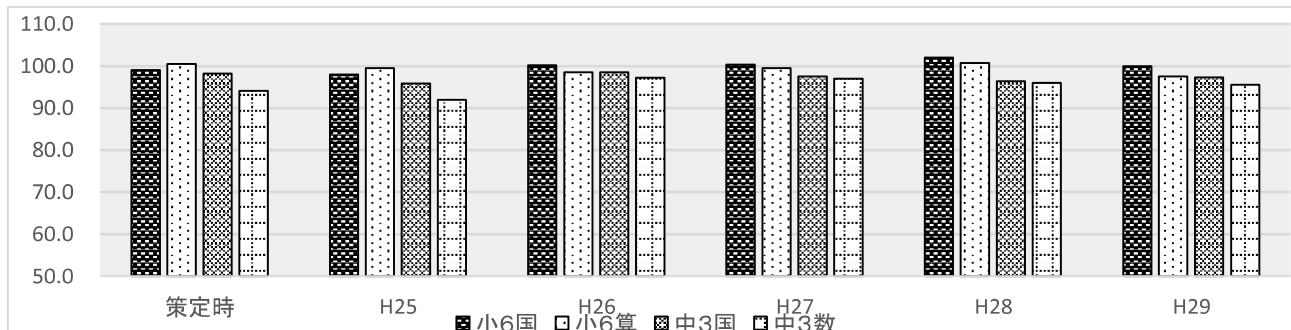
※以下の数値は平成25年～29年までの達成状況を記載しており、第2章の成果指標項目とは一致していないものがあります。

### ■ 基本方針I 確かな学力の確立

#### 方策1-1 基礎・基本の確実な定着を図る指導の充実

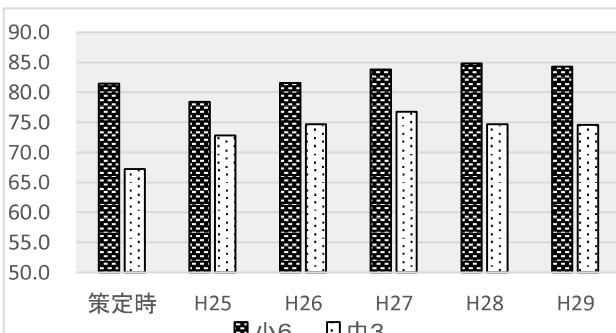
- 全国学力・学習状況調査における児童生徒の平均正答率の状況(全道を100とした比較の値)

目標: 小6国語 100以上、小6算数 100以上、中3国語 100以上、中3数学 100以上



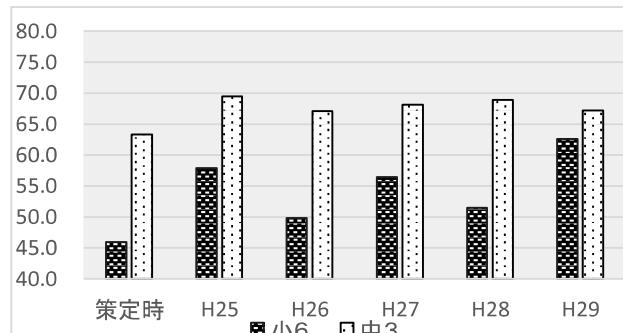
- 「授業がよく分かる、どちらかといえばよく分かる」と回答する児童生徒の割合

目標: 小6 85.0%、中3 75.0%



- 「平日、1日当たりの家庭学習時間が1時間以上」と回答する児童生徒の割合

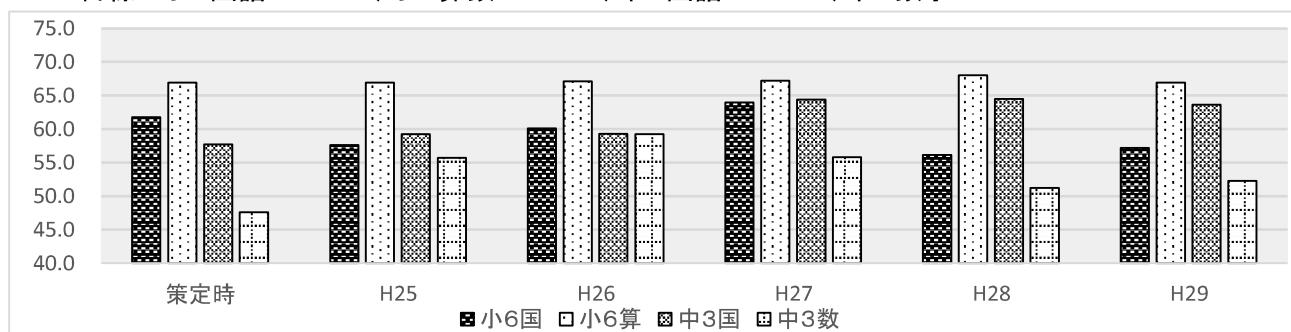
目標: 小6 60.0%、中3 75.0%



#### 方策1-2 学ぶ意欲を高める指導の充実

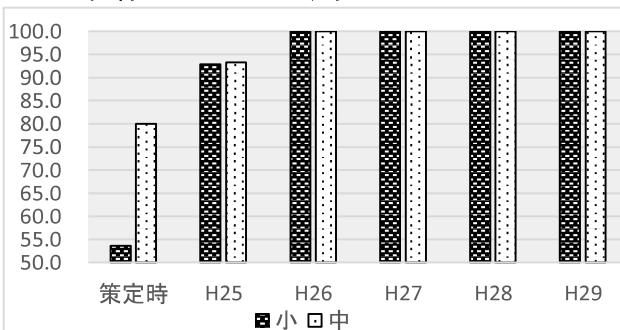
- 「勉強が好き、どちらかといえば好き」と回答する児童生徒の割合(国語及び算数・数学)

目標: 小6国語 70.0%、小6算数 70.0%、中3国語 70.0%、中3数学 60.0%



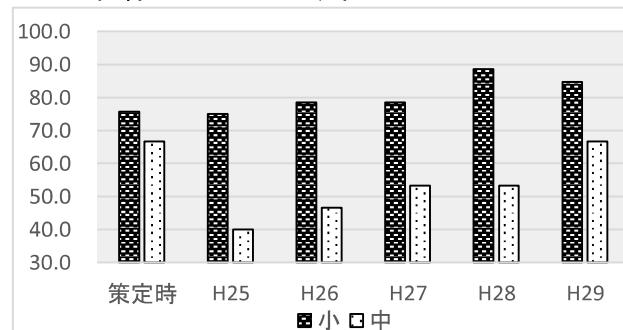
- 児童生徒による授業評価を取り入れている小中学校の割合

目標: 小 100%、中 100%



- 地域の人材を外部講師として招聘した授業を行っている割合

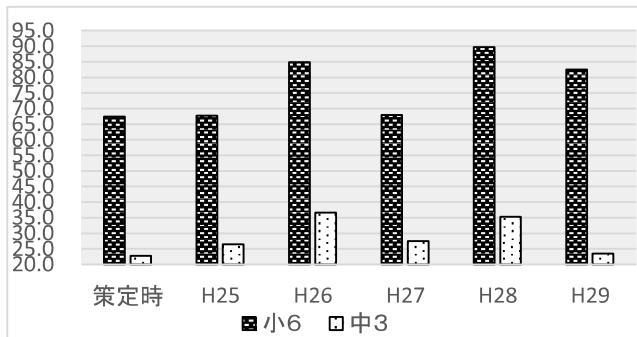
目標: 小 100%、中 100%



## 方策2-1 情報教育の推進

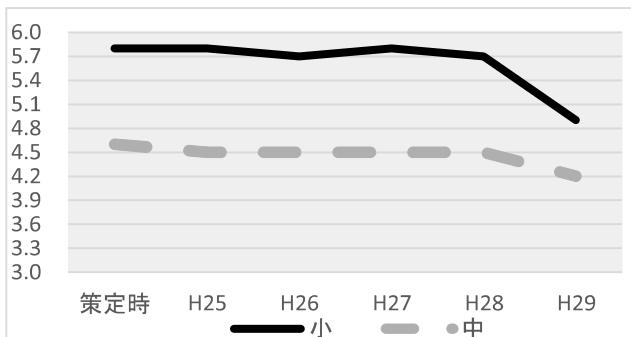
- 「授業で、本やインターネットを使って調べる活動をよく行っている、どちらかといえば行っている」と回答する児童生徒の割合

目標: 小6 75.0%、中3 30.0%



- 小中学校の教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数

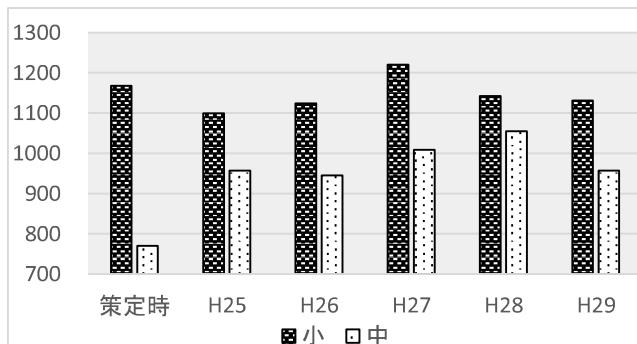
目標: 小6 3.6人、中3 3.6人



## 方策2-2 國際社会を生きる人材の育成

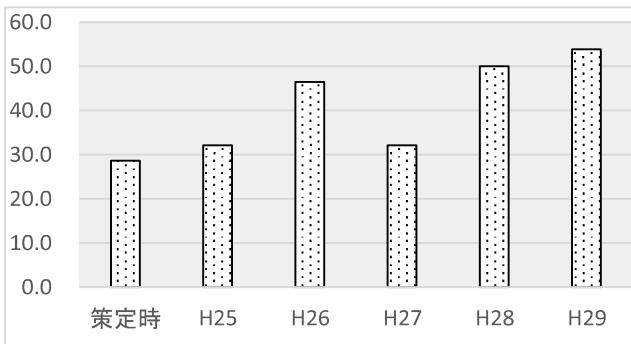
- 全小中学校におけるALTを活用した年間授業時数

目標: 小 1180時間、中 800時間



- 中学校の英語教諭による交流授業を実施している小学校の割合

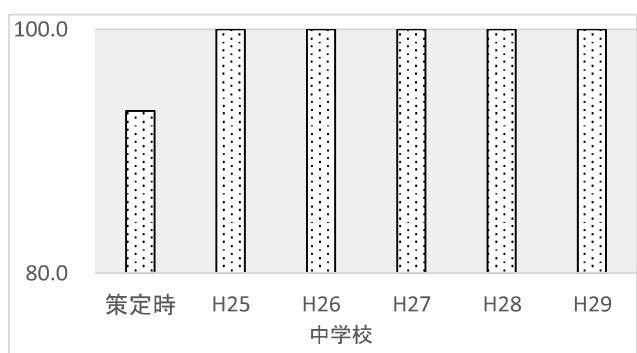
目標: 50.0%



## 方策2-3 個に応じた職業観の育成

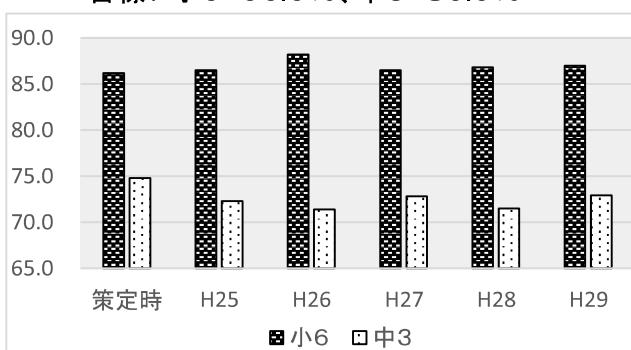
- 職場体験活動を実施している中学校の割合

目標: 100%



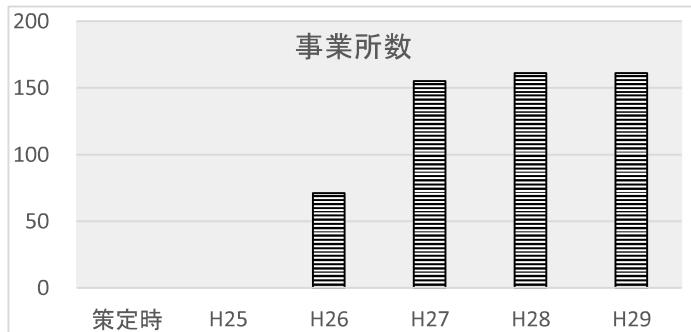
- 「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答する児童生徒の割合

目標: 小6 90.0%、中3 80.0%



- 職業体験活動における協力事業所

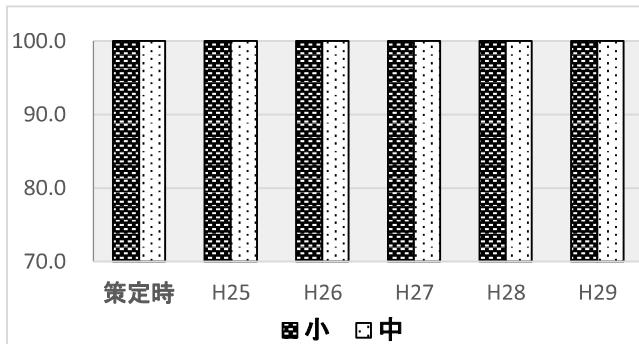
目標: 登録事業所 100



## 方策2-4 環境教育の推進

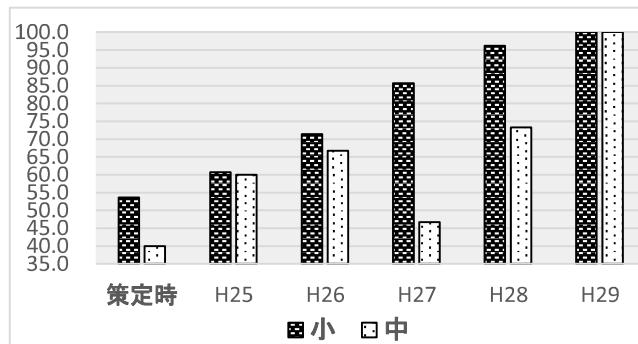
- 学校版環境ISOの取組を実施している小中学校の割合

目標: 小 100%、中 100%



- 省エネルギー意識の啓発を目的とする研修を実施している小中学校の割合

目標: 小 100%、中 100%

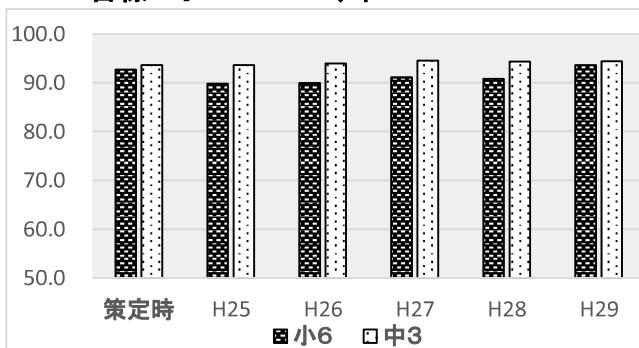


## ■ 基本方針Ⅱ 豊かな心の育成

### 方策3-1 道徳教育の充実

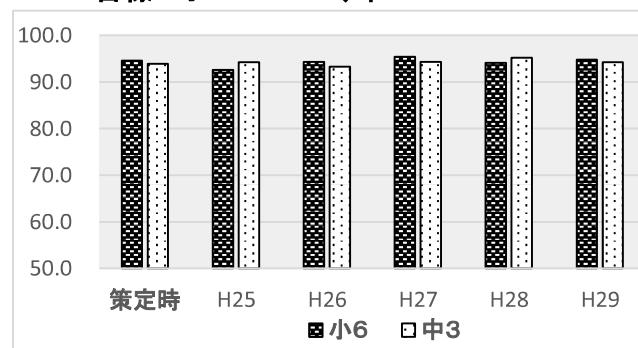
- 「学校のきまりを守っている、どちらかといえば守っている」と回答する児童生徒の割合

目標: 小6 100%、中3 100%



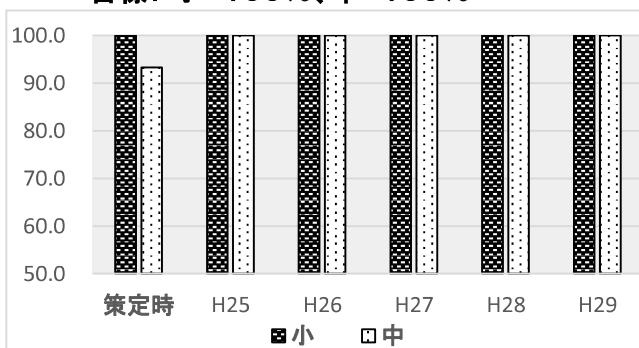
- 「ものごとを最後までやりとげて、うれしかったことがある、どちらかといえばある」と回答する児童生徒の割合

目標: 小6 100%、中3 100%



- 保護者に対して、「道徳の時間」の授業公開を実施している小中学校の割合

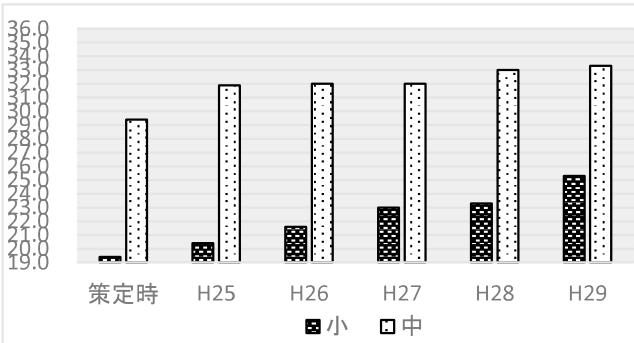
目標: 小 100%、中 100%



### 方策3-2 読書活動の充実

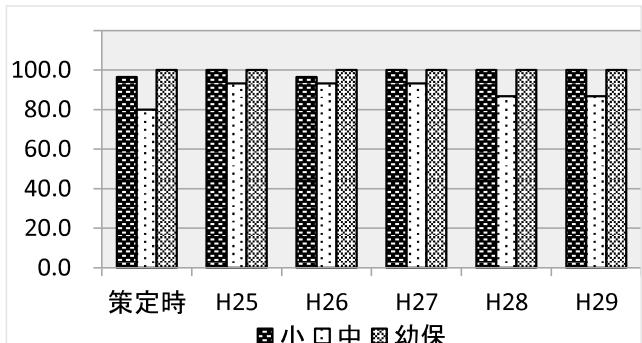
#### ○児童生徒1人当たりの学校図書館図書数

目標: 小 23.1冊、中 35.5冊



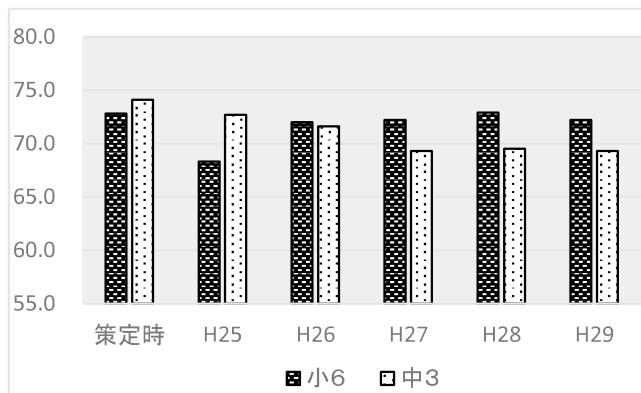
○「朝読書・読み聞かせ」などの一斉読書の時間を設けている小中学校及び幼稚園・保育所の割合

目標: 小 100%、中 100%、幼保 100%



#### ○「読書が好き、どちらかといえば好き」と回答する児童生徒の割合

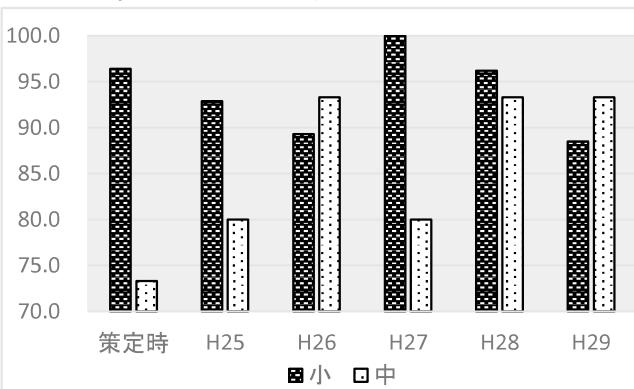
目標: 小6 80.0%、中3 80.0%



### 方策3-3 体験的な活動の充実

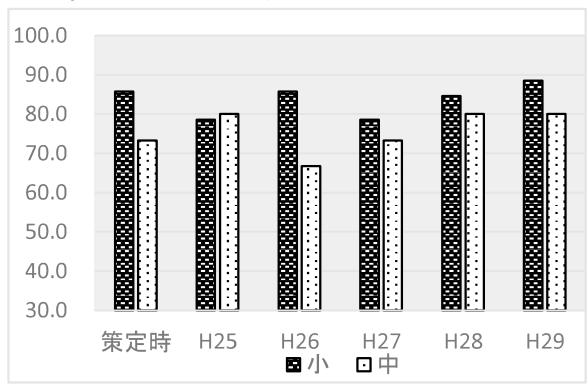
#### ○自然に関わる体験活動を計画的に実施している小中学校の割合

目標: 小 100%、中 100%



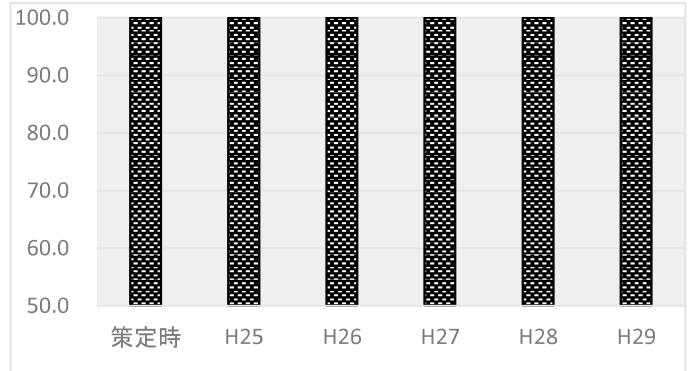
#### ○ボランティア活動などの社会奉仕活動を実施している小中学校の割合

目標: 小 100%、中 100%



#### ○施設見学や探究学習など、地域を生かした体験的な学習を実施している小学校の割合

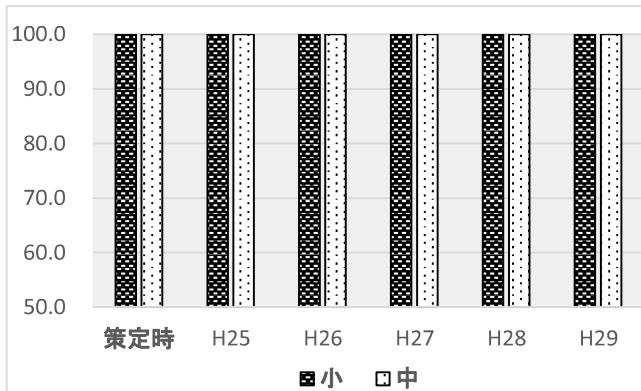
目標: 100%



#### 方策4-1 教育相談体制の充実

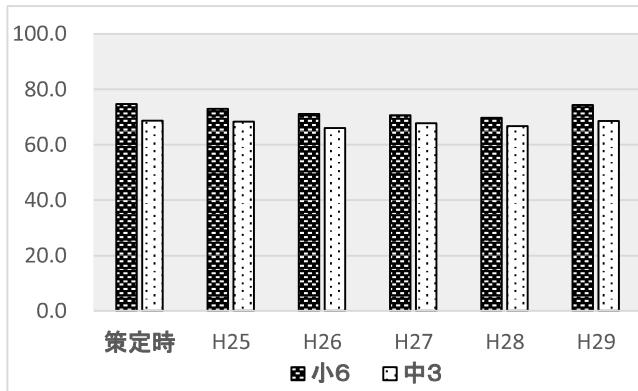
- 生活アンケート調査に基づき、定期的に教育相談を行っている小中学校の割合

目標: 小 100%、中 100%



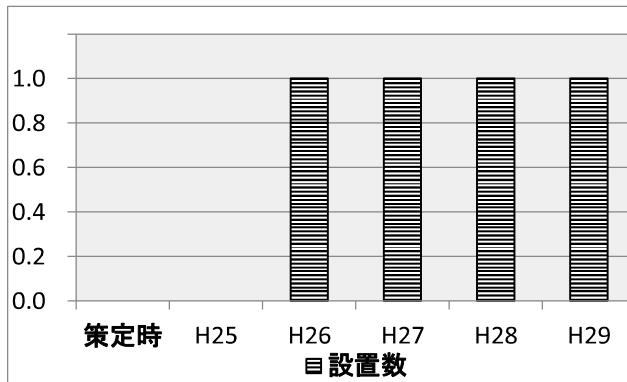
- 「自分にはよいところがある、どちらかといえばある」と回答する児童生徒の割合

目標: 小6 100%、中3 100%



#### ○ 教育相談室の設置数

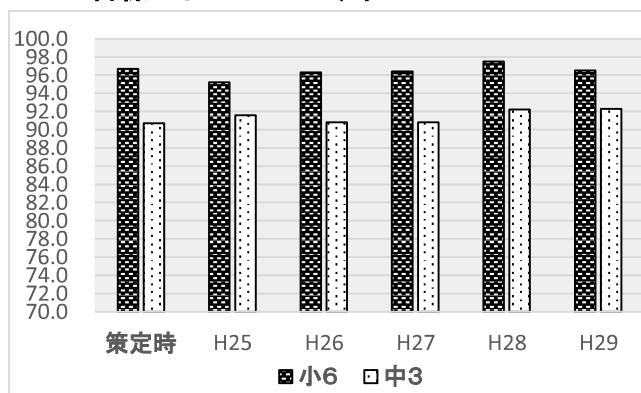
目標: 1箇所



#### 方策4-2 いじめ問題への取組の充実

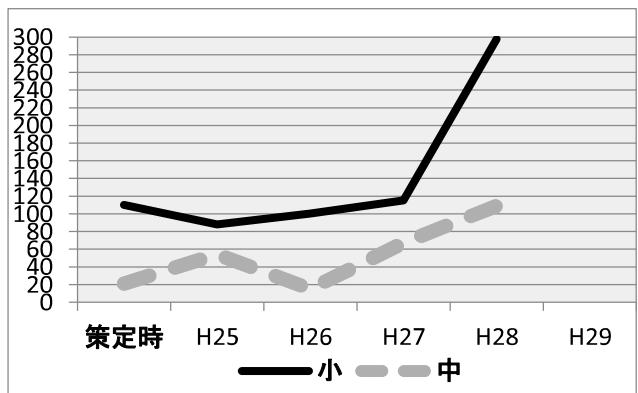
- 「いじめはどんな理由があってもいけない、どちらかといえばいけない」と回答する児童生徒の割合

目標: 小6 100%、中3 100%



- 小中学校におけるいじめの認知件数

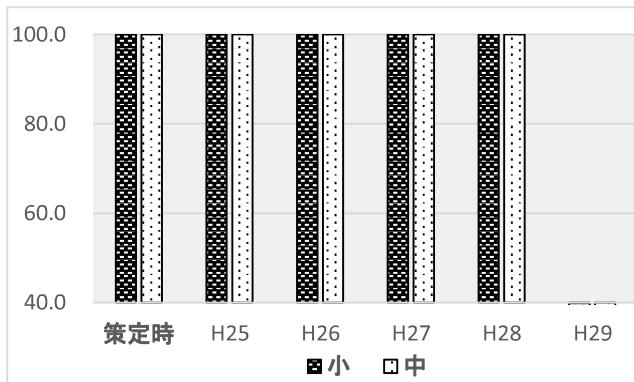
目標: 小 60件、中 20件



※平成29年度全国調査結果未着のためデータなし。

○ いじめの認知件数のうち、解消している割合

目標：小 100%、中 100%

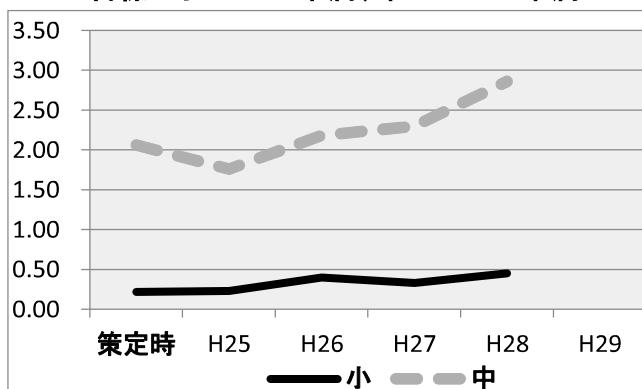


※平成29年度全国調査結果未着のためデータなし。

**方策4-3 学校適応指導の充実**

○ 不登校を理由とする欠席が年間30日以上の児童生徒の出現率

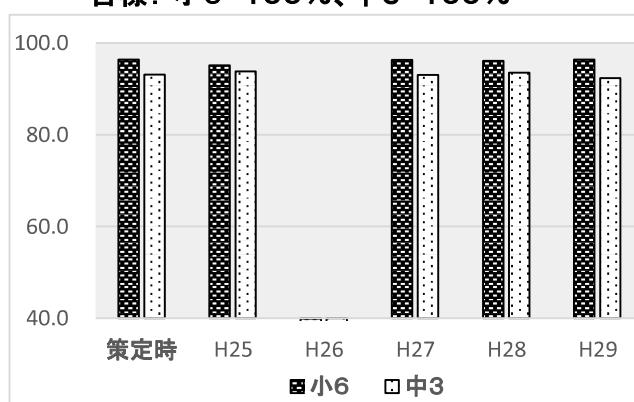
目標：小 0.2%未満、中3 2.0%未満



※平成29年度全国調査結果未着のためデータなし。

○ 「学校で友達に会うのが楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答する児童生徒の割合

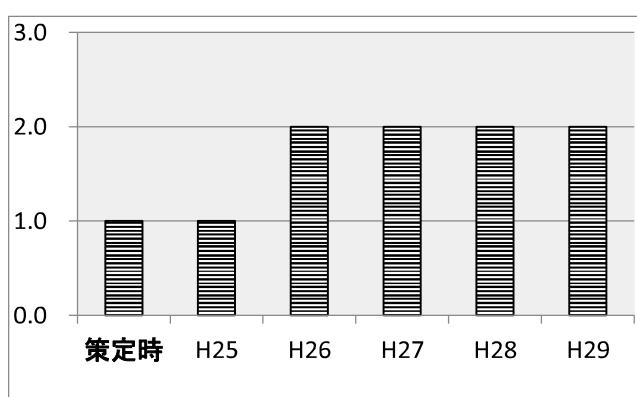
目標：小6 100%、中3 100%



※平成26年度全国調査において、同項目の質問が外れたためデータなし

○ スクールソーシャルワーカーの配置

目標：策定期1名より増員

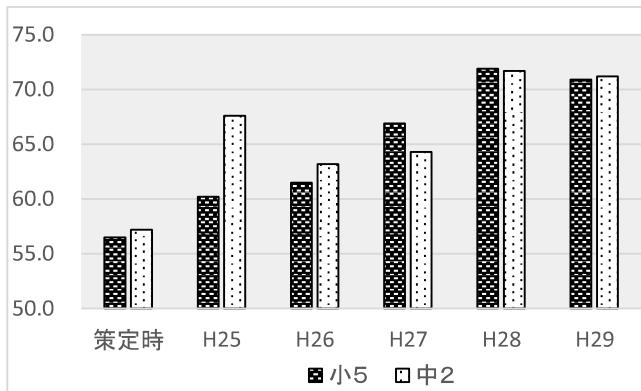


## ■ 基本方針Ⅲ 健やかな体の育成

### 方策5-1 体育活動の充実

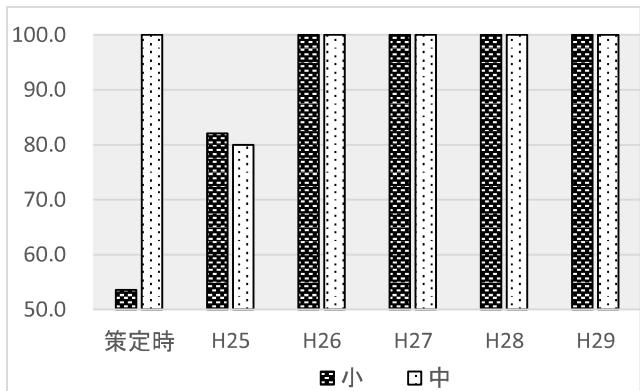
- 新体力テストの総合評価がC以上の児童生徒数の割合

目標: 小5 70.0%、中2 70.0%



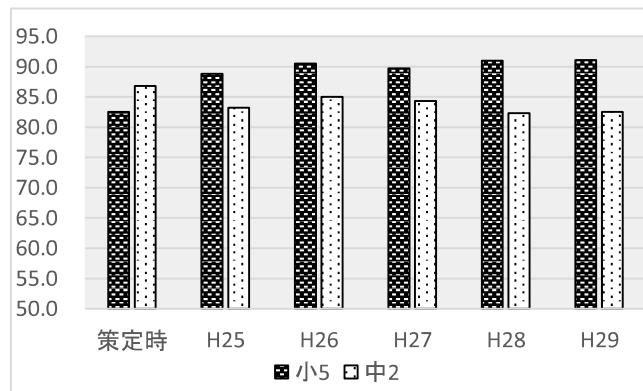
- 全学年において新体力テストを実施している小中学校の割合

目標: 小 100%、中 100%



- 「運動やスポーツをすることが好き、どちらかといえば好き」と回答する児童生徒の割合

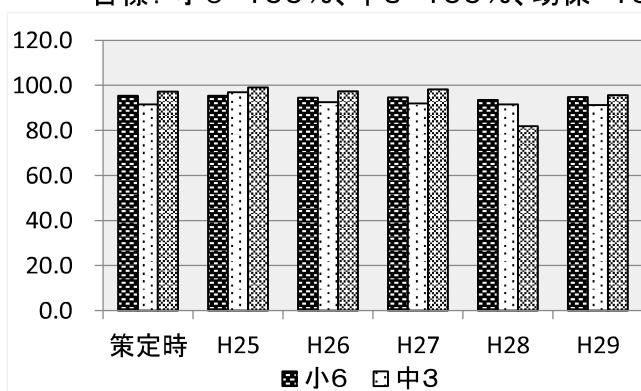
目標: 小5 90.0%、中2 90.0%



### 方策5-2 食育の推進

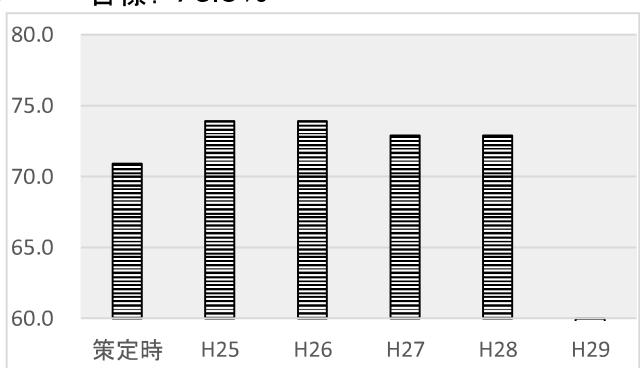
- 「朝食を毎日食べている、どちらかといえば食べている」と回答する児童生徒及び園児の割合

目標: 小6 100%、中3 100%、幼保 100%



- 学校給食における道産食材の購入状況(購入額における割合)

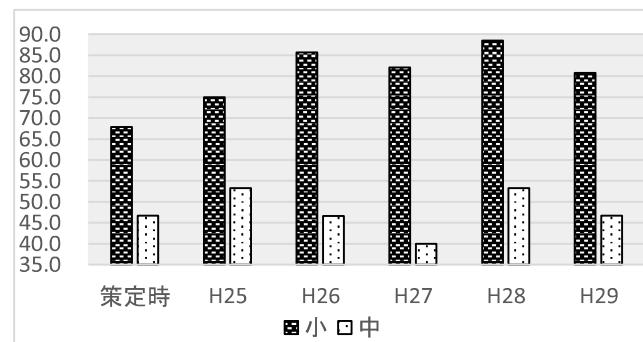
目標: 75.0%



※平成29年度全道の調査年次ではないためデータなし。

- 栄養教諭による保護者を対象とした食に関する講座を実施している小中学校の割合

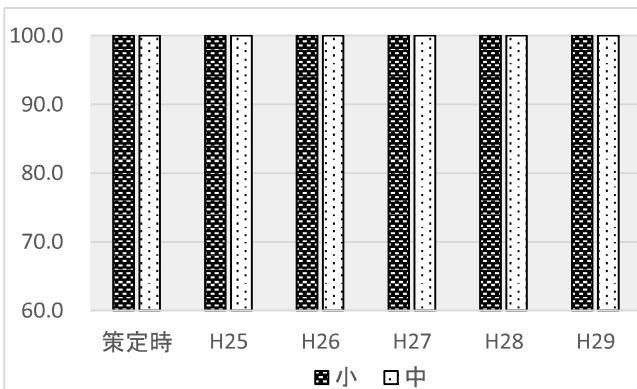
目標: 小 90.0%、中 70.0%



## 方策6-1 健康教育の推進

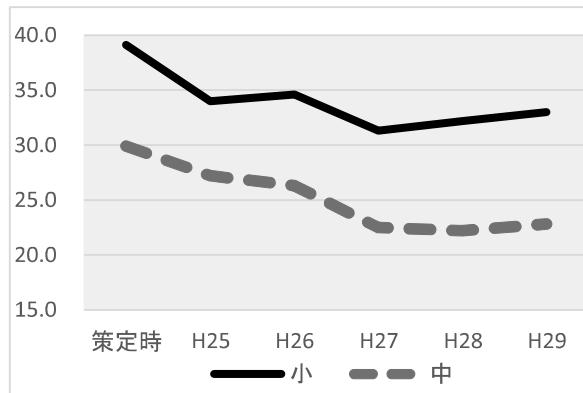
- 計画的に学校保健活動を推進するために学校保健委員会を設置している小中学校の割合

目標: 小 100%、中 100%



- う歯(未処置歯)のある児童生徒の割合

目標: 小 30.0%、中 20.0%



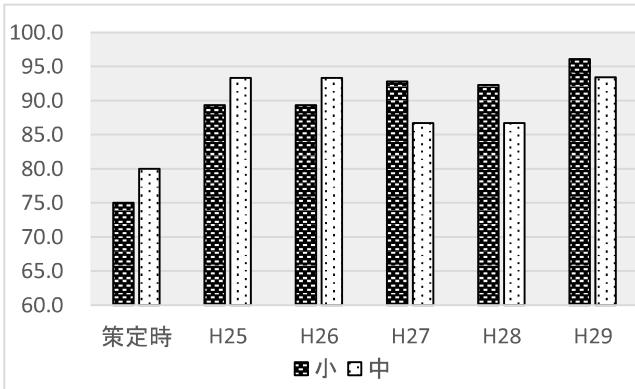
- 外部講師による思春期講座及び薬物乱用防止教室を開催している中学校の割合

目標: 中 100%

## 方策6-2 防災・安全教育の推進

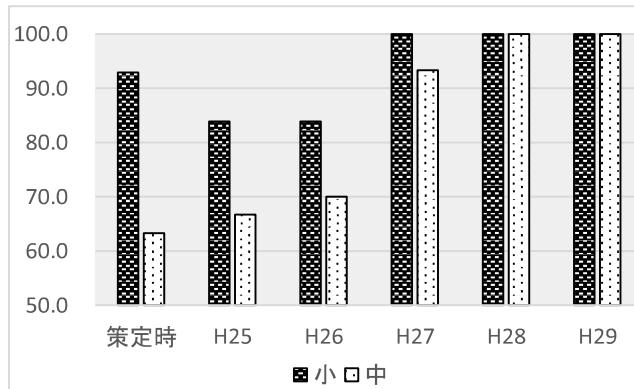
- 地震～津波発生に特化した防災意識を高める授業を実施している小中学校の割合

目標: 小 100%、中 100%



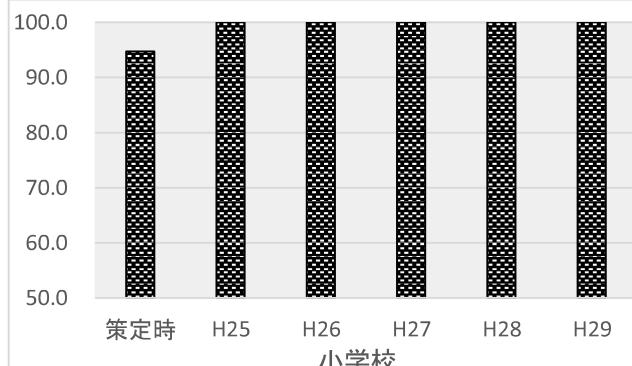
- 児童生徒を対象とした防犯訓練や津波発生を想定した避難訓練を実施している小中学校の割合

目標: 小 100%、中 100%



- 通学路安全マップの作成や交通安全教室を開催している小学校の割合

目標: 100%

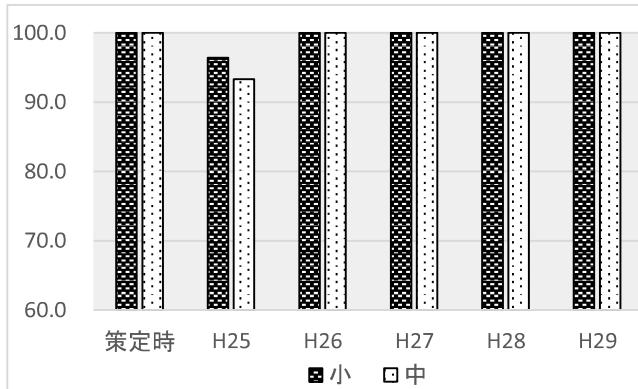


## ■ 基本方針IV 充実した学びを支える教育環境の整備

### 方策7-1 特別支援教育の体制整備

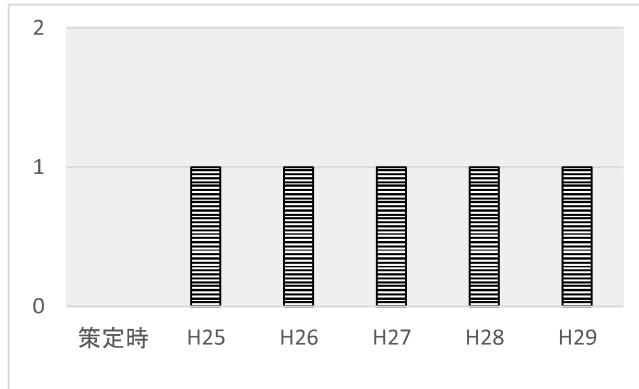
- 特別支援教育に関する校内研修を実施している小中学校の割合

目標: 小 100%、中 100%



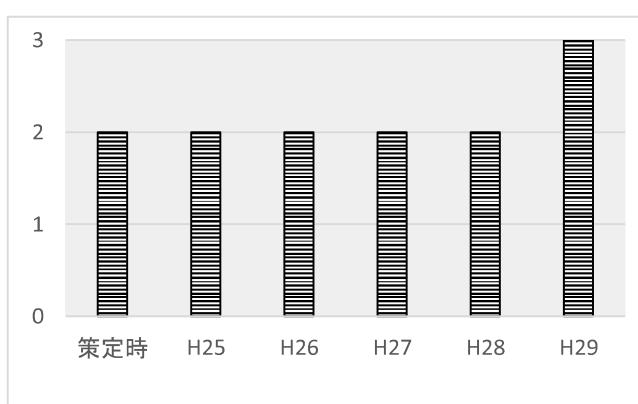
- 特別支援教育コーディネーターを対象とした全体研修会の開催数

目標: 年 1回



- 特別支援教育指導員を対象とした研修機会

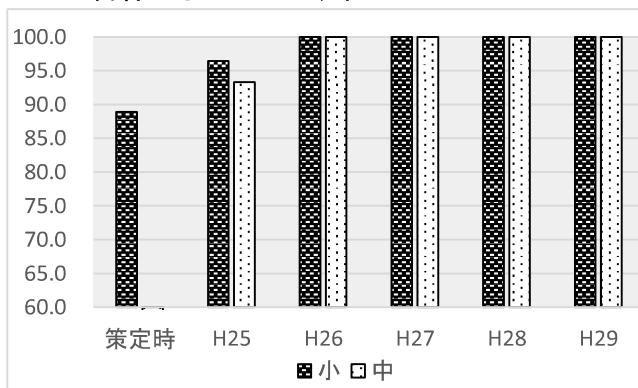
目標: 年 3回



### 方策7-2 教育的ニーズに応じた適切な支援の充実

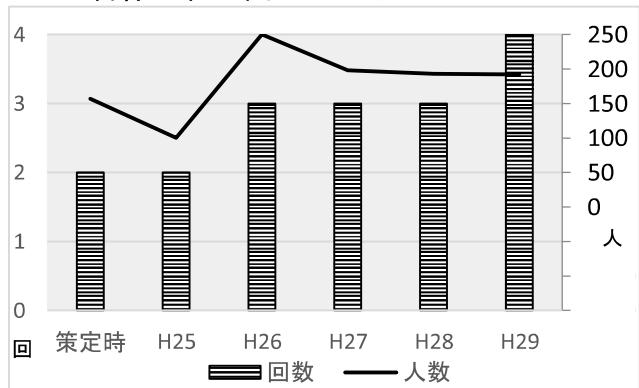
- 個別の教育支援計画を策定している小中学校の割合

目標: 小 100%、中 100%



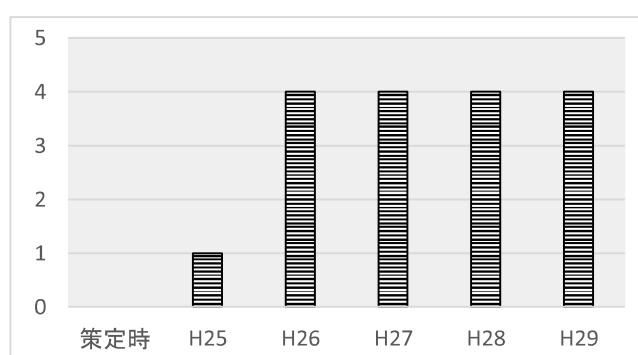
- 特別支援教育に関する教育研究センター講座の開催数と参加者数

目標: 年 2回 180人



- 特別支援教育に関する指導資料や実践事例集の発行数

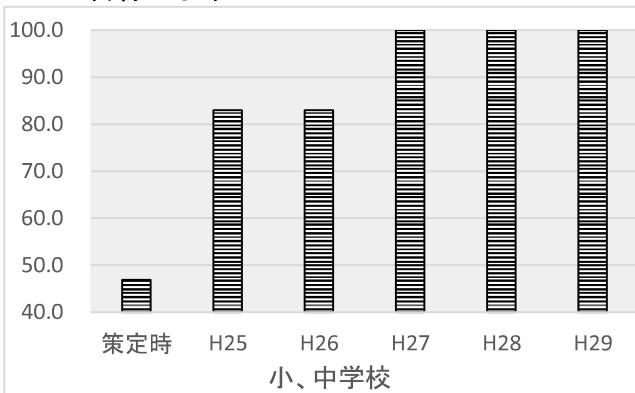
目標: 年 2回



## 方策8-1 学校施設の計画的整備と早期耐震化

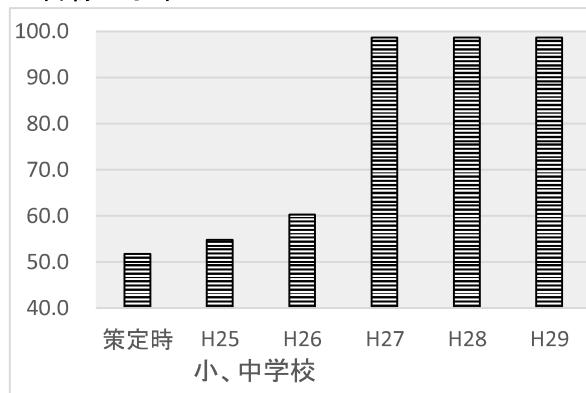
- 耐震二次診断を実施した小中学校(棟数)の割合

目標: 小中 100%



- 耐震補強を実施した小中学校の割合(耐震基準を満たす学校を含む)

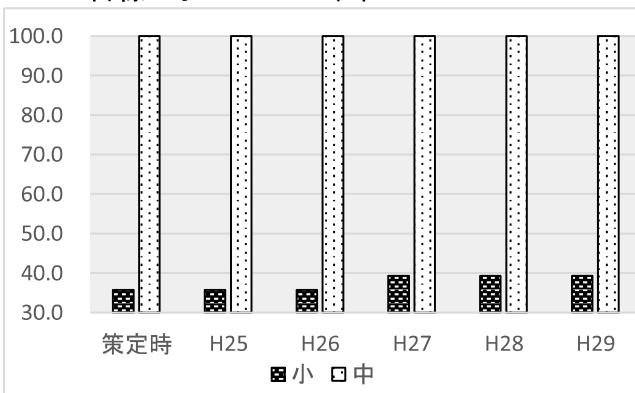
目標: 小中 100%



## 方策8-2 学ぶ意欲を高める学習環境の整備

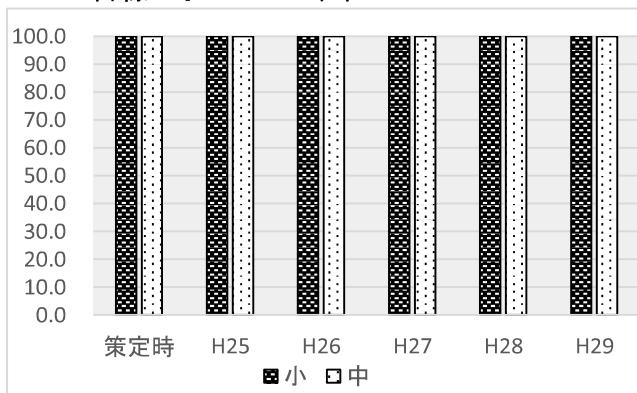
- 新JIS規格児童生徒用机等が整備されている小中学校の割合

目標: 小 80.0%、中 100%



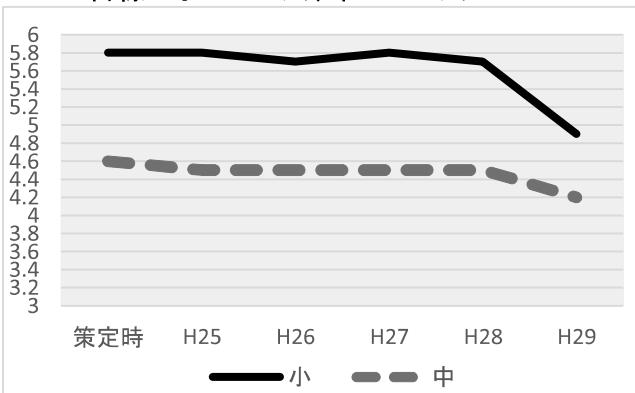
- 学校環境衛生基準に基づく、各種環境衛生検査の実施率

目標: 小 100%、中 100%



- 小中学校の教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数(再掲)

目標: 小 3.6人、中 3.6人

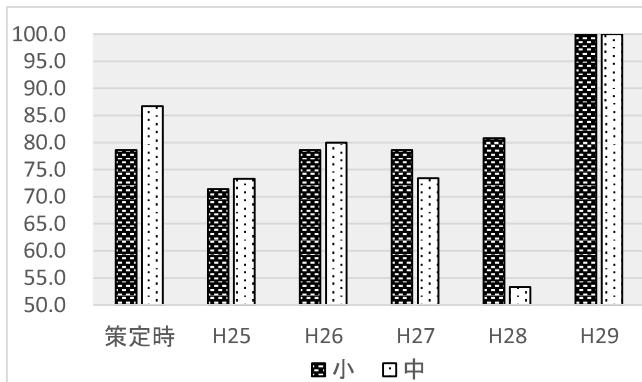


## ■ 基本方針V 信頼に応える学校づくりの推進

### 方策9-1 学校評価機能の充実

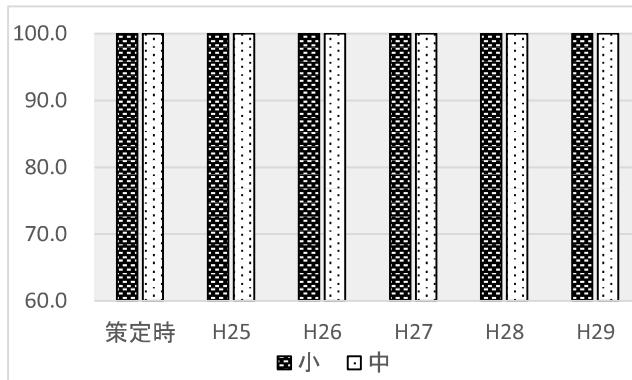
- 保護者アンケートを含めた自己評価を2学期終了時までに実施している小中学校の割合

目標: 小 100%、中 100%



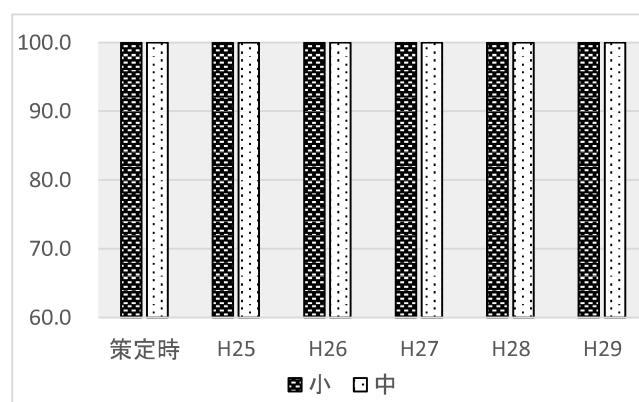
- 学校関係者と十分な意見交換を行い、相互の共通理解を深めている小中学校の割合

目標: 小 100%、中 100%



- 自己評価の結果を学校だより等で公表し、説明している小中学校の割合

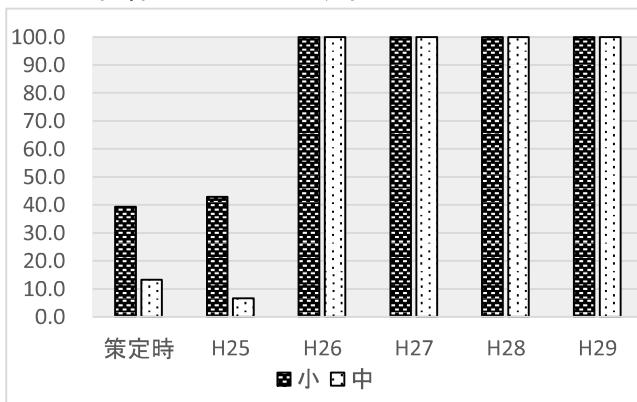
目標: 小 100%、中 100%



### 方策9-2 開かれた学校づくりの推進

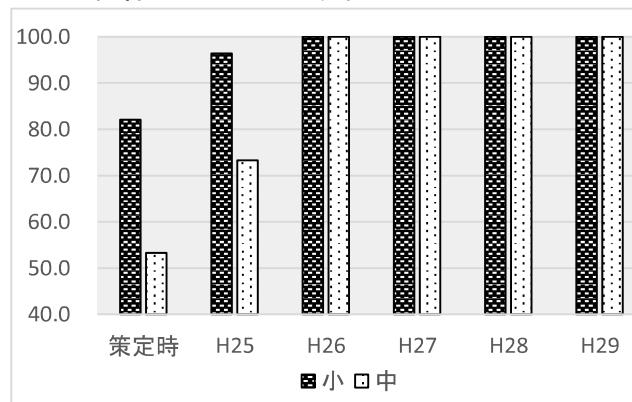
- 学校ホームページを整備している小中学校の割合

目標: 小 100%、中 100%



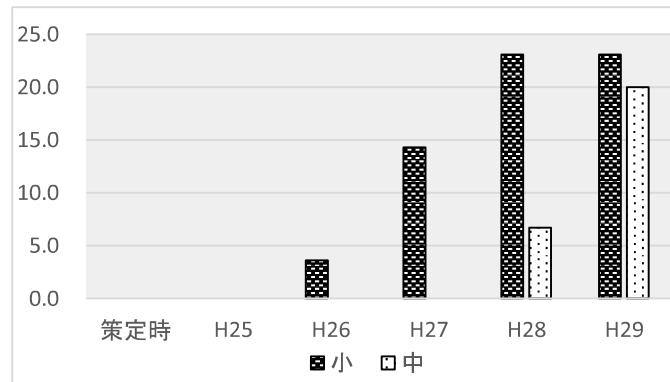
- 地域公開日を設定している小中学校の割合

目標: 小 100%、中 100%



- コミュニティ・スクールを導入している小中学校の割合

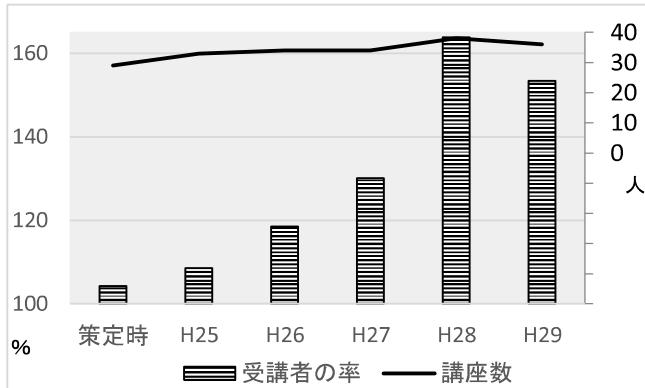
目標: 小 20.0%、中 20.0%



## 方策10-1 専門性を高める研修の充実

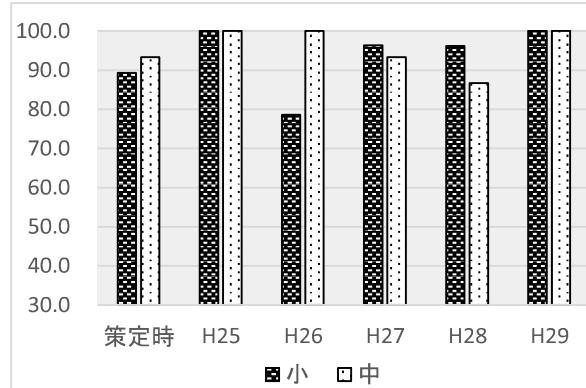
- 市内小中学校教職員数に対する教育研究センター講座受講者の比率

目標: 120% (講座数 30)



- 校内研修の中ですべての学級や教科で授業研究を実施している小中学校の割合

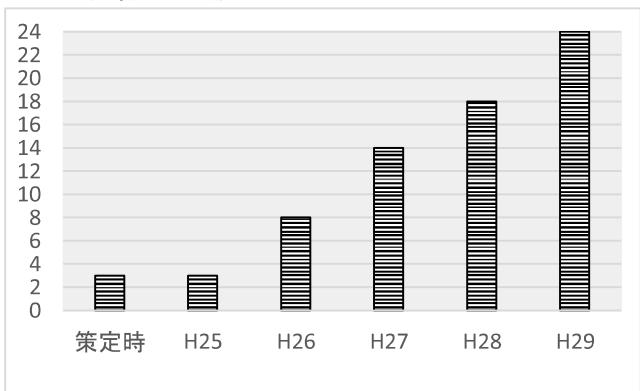
目標: 小 100%、中 100%



## 方策10-2 組織運営体制の活性化

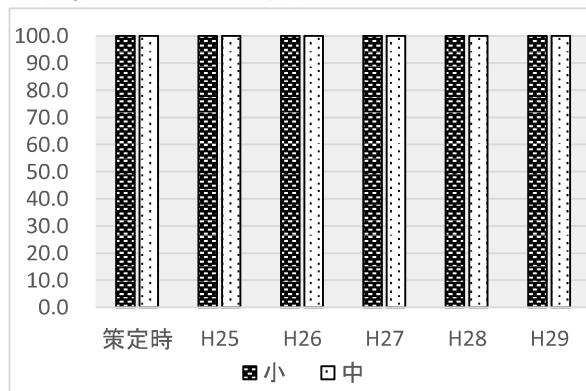
- 平成25年度以降5年間で公開研究発表会の実施により研修成果を発信する学校数

目標: 19校



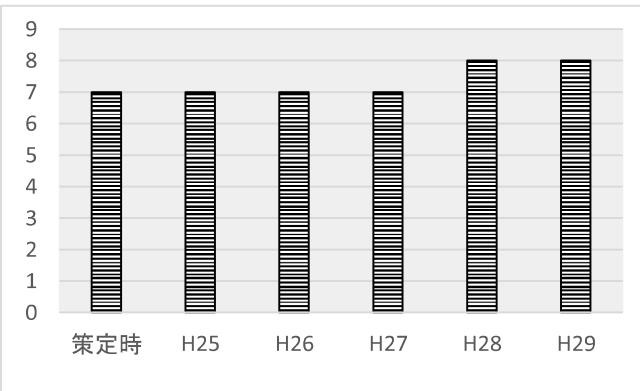
- 具体的な数値目標などを設定し、教育活動を推進している小中学校の割合

目標: 小 100%、中 100%



- 指導主事業務の拡充

目標: 増員(策定時7名)

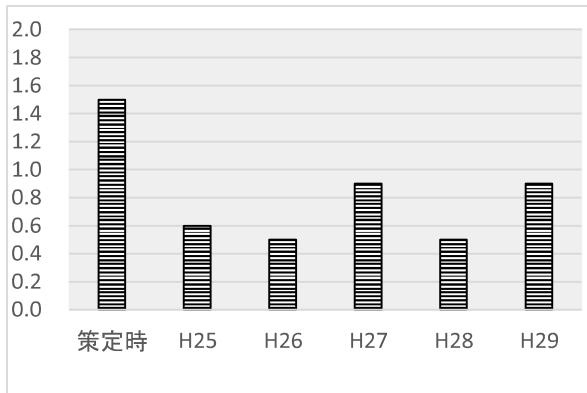


## ■ 基本方針VI 健全な育ちを支える連携・協働の強化

### 方策11-1 幼児教育の振興・充実

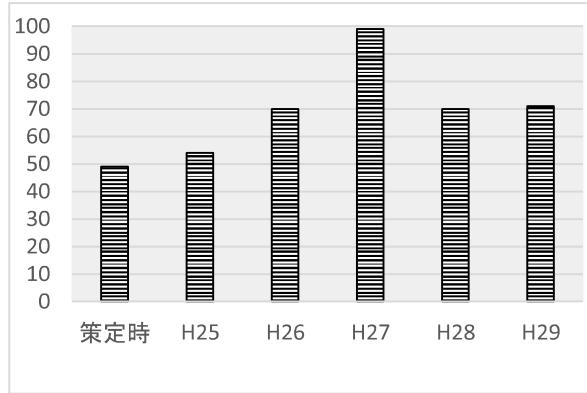
- 園児と小学生との交流学習の平均実施日数

目標：年 2回



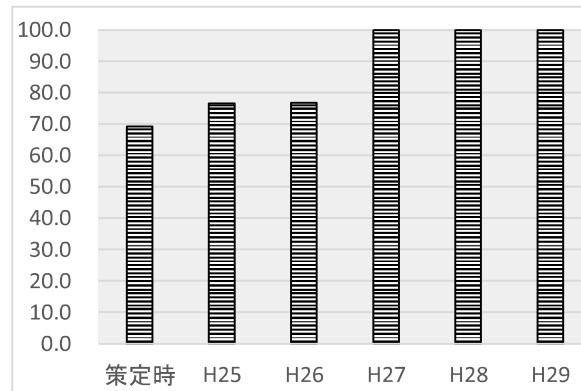
- 教育研究センター講座に参加する幼稚園教員や保育士の人数

目標：100人



- 保護者や学校関係者による学校評価を実施している幼稚園・保育所の割合

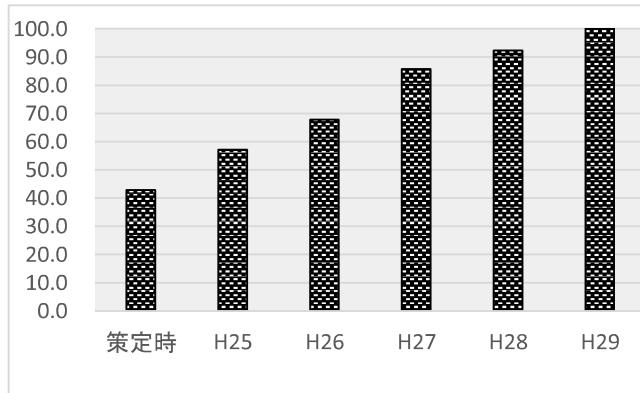
目標：100%



### 方策11-2 幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校の連携・接続

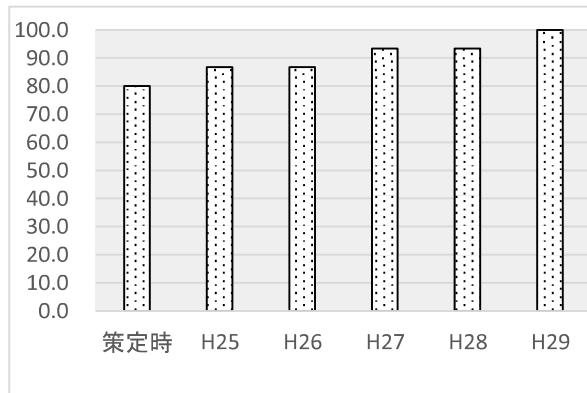
- 近隣の幼稚園や保育所の授業(保育)参観を実施している小学校の割合

目標：100%



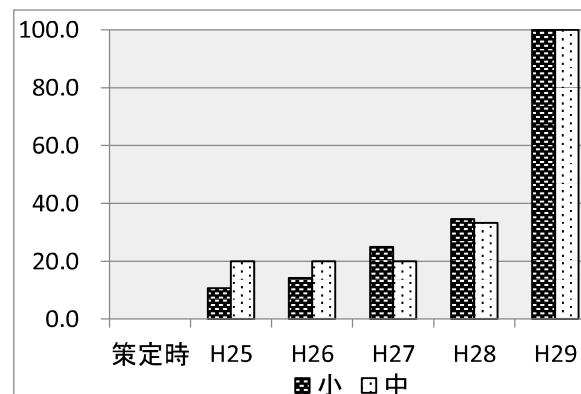
- 近隣の小学校の授業参観を実施している中学校の割合

目標：100%



- 9年間を見通した習慣表(学習習慣、生活習慣等)を作成している小中学校の割合

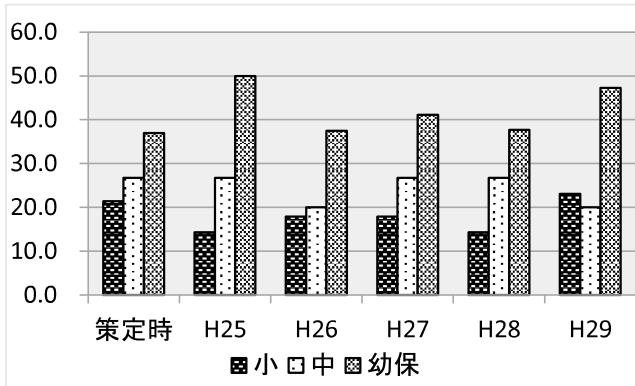
目標：小 100%、中 100%



## 方策12-1 家庭の教育力の向上

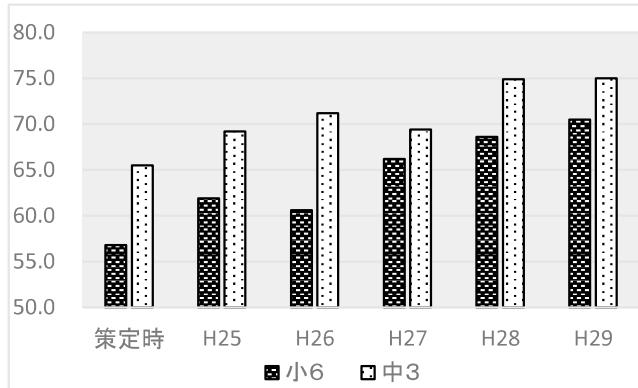
- 家庭教育支援事業「子育て講座」を開催している小中学校及び幼稚園・保育所の割合

目標: 小 50.0%、中 50.0%、幼保 50.0%



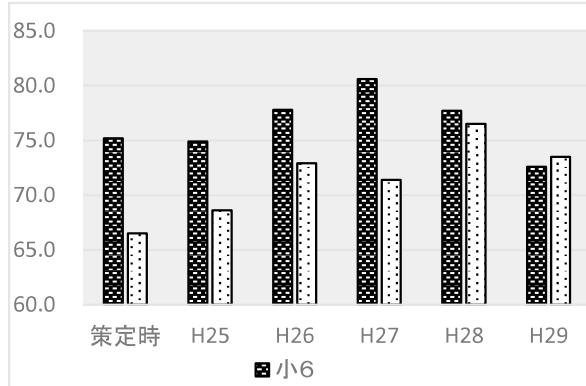
- 「テレビ・ビデオ・DVDの視聴時間が1日あたり3時間以内」と回答する児童生徒の割合

目標: 小6 65.0%、中3 75.0%



- 「家の人と学校での出来事について話している、どちらかといえばしている」と回答する児童生徒の割合

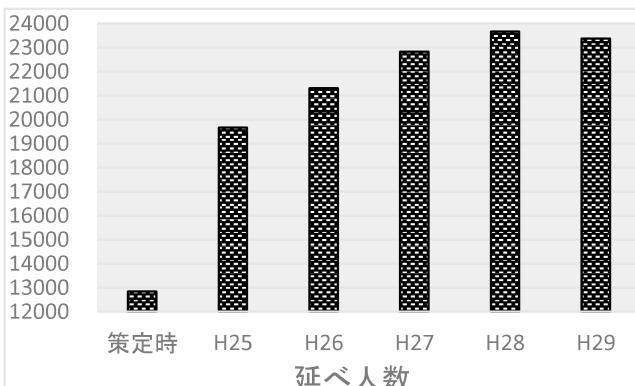
目標: 小6 80.0%、中3 70.0%



## 方策12-2 地域の教育力の向上

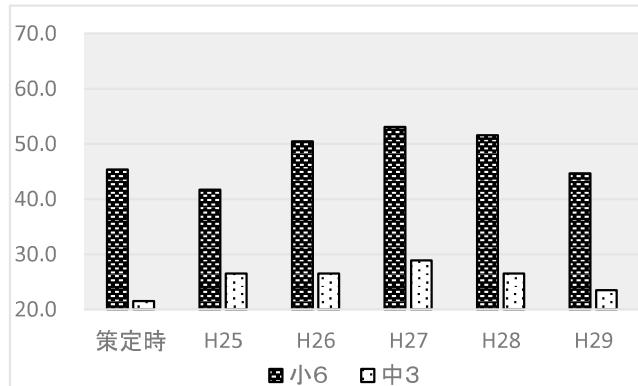
- 小中学校における学校支援ボランティアの活動のべ人数

目標: 15,000人



- 「地域行事に参加している、どちらかといえば参加している」と回答する児童生徒の割合

目標: 小6 70.0%、中3 50.0%



## 参考資料2 釧路市教育推進基本計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 基礎学力や体力・運動能力の向上、いじめ・不登校をはじめとする教育課題の克服に向けた具体的な目標を設定するとともに、目標達成のための各種施策を着実に推進するため策定する釧路市教育推進基本計画（以下「推進基本計画」という。）の策定に関する検討を行うことを目的として、釧路市教育推進基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (職務)

第2条 策定委員会は、推進基本計画の策定にあたり、施策・事業等の具体的な取り組みについての意見交換を行う。

### (組織)

第3条 策定委員会は、学識経験者、地域・保護者の代表、教育関係者をもって組織し、策定委員会の委員は釧路市教育委員会が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 策定委員会の委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

### (委員長等)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 策定委員会の会議は委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めた時は、関係者等を会議に出席させ、意見や説明を求めることができる。

### (庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、釧路市教育委員会教育支援課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附則 この要綱は、平成29年6月28日から施行する。

参考資料3 銚路市教育推進基本計画策定委員会 委員名簿

	団体名	策定委員名	区分
1	銚路市小中学校校長会	大山 稔彦	教育（小学校）
2		阿部 典子	教育（中学校）
3	銚路市小中学校教頭会	三上 裕生	教育（小学校）
4		岩渕 希代美	教育（中学校）
5	北海道高等学校長協会釧根支部	橋本 達也	教育（高等学校）
6	北海道教育大学釧路校	近藤 逸郎	教育（大学）
7		佐々木 由奈	教育（大学） 地域
8	釧路市私立幼稚園連合会	大嶋 春香	教育（幼稚園）
9	釧路市私立保育園連合会	北構 和代	教育（保育園）
10	北海道釧路養護学校	五十嵐 聖哲	教育（特別支援学校）
11	釧路市連合町内会	安藤 朝興	地域 ※社会教育委員
12	釧路市P T A連合会	住尾 盛	地域・保護者 ※社会教育委員
13		原田 知巳	地域・保護者
14	釧路市民生委員児童委員協議会	牛木 泰子	地域
15	釧路市社会教育委員	高橋 ひろみ	教育 ※社会教育副委員長
16	釧路市地域学校協働本部	日野 登	地域
17		平木 和代	地域・保護者
18	釧路市文化団体連絡協議会	片桐 茂貴	地域・保護者
19	一般社団法人釧路青年会議所	菊池 友亨	地域
20	釧路こども家庭支援センター	笠井 雄二	地域

## 参考資料4 釧路市教育推進基本計画策定経過

月　　日	内　　容
平成29年 6月28日 釧路市生涯学習センター	第1回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・委員長、副委員長の選出</li> <li>・策定の進め方について</li> <li>・現計画の検証結果について</li> </ul>
平成29年 8月31日 釧路市生涯学習センター	第2回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・釧路市教育推進基本計画の「たたき台」について</li> </ul>
平成29年11月30日 釧路市生涯学習センター	第3回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・釧路市教育推進基本計画の「素案（案）」について</li> </ul>
平成29年12月11日	12月定例市議会 総務文教常任委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・釧路市教育推進基本計画の「素案」の報告</li> </ul>
平成29年12月18日	パブリックコメント <ul style="list-style-type: none"> <li>・期　　間 ~平成30年1月17日</li> <li>・公表場所 市役所・各行政センター市政情報コーナー各支所、市ホームページ</li> <li>・募集方法 メール、郵送、ファックス、持参</li> <li>・意見状況 なし</li> </ul>
平成30年1月31日 釧路市生涯学習センター	第4回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・釧路市教育推進基本計画の「最終案」について</li> </ul>
平成30年3月 9日	2月定例市議会 総務文教常任委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・釧路市教育推進基本計画の「最終案」の報告</li> </ul>
平成30年3月28日	第3回釧路市教育委員会3月定例会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・釧路市教育推進基本計画策定（議案第32号）</li> </ul>

---

---

# 釧路市教育推進基本計画

## 《2018~2022年度》

---

2018年3月  
発行 釧路市教育委員会

編集 釧路市教育委員会 学校教育部教育支援課  
〒085-0016 釧路市錦町2丁目4番地  
TEL 0154-23-5189  
FAX 0154-25-5999

---